49 CFR PART 571

FMVSS　No.213

幼児拘束装置

改訂経緯

No.	*改訂*	*発行日*	*有効日*	*JASIC 提出日*	*備考*
1.	44FR72147	*1979/12/13*			
2.	55FR30467	*1990/7/26*			
3.	57FR41423	*1992/9/10*			
4.	57FR41428	*1992/9/10*			
5.	58FR19776	*1993/4/16*		*1993/5/28*	
6.	58FR36152	*1993/7/6*		*1993/8/31*	
7.	59FR7643	*1994/2/16*		*1994/3/23*	
8.	59FR15858	*1994/4/5*		*1994/5/20*	
9.	59FR37167	*1994/7/21*		*1994/9/9*	
10.	60FR7461	*1995/2/8*	*1995/5/9*	*1995/3/15*	
11.	60FR24797	*1995/5/10*	*1995/8/8*	*1995/6/27*	
12.	60FR35126	*1995/7/6*	*see Remarks*	*1995/8/21*	*Child restraint systems 1996/1/3, built–in systems 1996/9/1*
13.	61FR20170	*1996/5/6*	*1996/6/20*	*1996/5/24*	
14.	61FR28423	*1996/6/4*	*1996/9/3*	*1996/6/28*	
15.	61FR30824	*1996/6/18*	*1996/7/18*	*1996/7/19*	
16.	61FR60206	*1996/11/27*	*1996/12/27*	*1996/12/27*	
17.	62FR18723	*1997/4/17*	*1997/4/11*	*1997/5/30*	
18.	62FR30464	*1997/6/4*	*1997/6/4*	*1997/8/20*	
19.	63FR52626	*1998/10/1*	*1999/3/30*	*1998/11/1*	
20.	64FR10815	*1999/3/5*	*1999/9/1*	*1999/6/1*	

180 日以降有効

No.	*改訂*	*発行日*	*有効日*	*JASIC 提出日*	*備考*

本自動車法規フォローの内容は官報（Federal Register）から JASIC が編集し直しております。
原文にできるだけ忠実に翻訳、編集しておりますが、内容や構成に不明確な点を生じる可能性もあります。
これによって生じる問題に関して JASIC は一切の責任を負いかねます。
正確を期す必要がある場合には官報原文を必ず参照願います。

FMVSS No.213
幼児拘束装置

S1. *範　囲*

本基準は、自動車および航空機に用いる幼児拘束装置に関する要件を定めるものである。

S2. *目　的*

本基準の目的は、自動車の衝突および航空機において死傷する幼児の数を減らすことにある。

S3. *適　用*

本基準は、乗用車、多目的乗用車、トラックおよびバス、ならびに自動車および航空機に用いる幼児拘束装置に適用する。

S4. *定　義*

「アドオン幼児拘束装置」とは、携帯用幼児拘束装置を指す。
「バックレス幼児拘束装置」とは、ベルトポジショニングシート以外の小児拘束装置で、小児の背中または頭部のクッションになるような延長部分がなくかつ正面衝突時の幼児のトルソの前方移動を抑止するように設計された構造要素をもつシーティングプラットホームから成るものを指す。
「ベルトポジショニングシート」とは、車両のタイプ II ベルトシステムの幼児に対する着用性が向上するように幼児を車両シートに坐らせる幼児拘束装置で、正面衝突時の幼児のトルソの前方移動を抑止するように設計された、ベルトシステムや構造要素のような構成部品のないものを指す。
「ブースターシート」とは、バックレス幼児拘束装置かベルトポジショニングシートか、そのどちらかを指す。
「組込式幼児拘束装置」とは、自動車の不可欠の一部となって恒久的に取り付けられるべく設計される幼児拘束装置を指す。
「カー・ベッド」とは、平らな連続平面上に幼児を仰臥または伏臥の姿勢で拘束するかまたは居らせるように設計された幼児拘束装置を指す。
「幼児拘束装置アンカレッジ」は、FMVSS No.225（§ 571.225）の S3 に定義されている。
「幼児拘束装置」とは、体重 50lb. 以下の幼児を拘束しあるいは着席させまたは居らせるために、自動車または航空機に使用するように設計されている装置を指す。ただし、タイプ I またはタイプ II のシートベルトは除く。
「可触面」とは、幼児拘束装置を S6.1. に従って試験した時、S7. に定める、該当する試験用ダミーの頭部または胴部のいずれかの部分に接触する幼児拘束装置の表面（ベルト、ベルト・バックルまたはベルト調節金具の表面を除く）を指す。
「工場取付組込式幼児拘束装置」とは、自動車がこの章の第 567 部に従って完成車または改造車として認定される前に、自動車に恒久的に取り付けられた、または取り付けられる組込式幼児拘束装置を指す。
「後向き幼児拘束システム」とは、カー・ベッドを除き、自動車の通常の走行方向と反対の方向に幼児を向くように固定する幼児拘束システムを指す。
「代表的な航空機の乗客用シート」とは、連邦航空局生産承認航空機乗客用シートかまたは図 6 に適合する模擬航空機乗客用シートのいずれかを指す。
「座席方向基準線」または「SORL」とは、図 1A に示す点 Z を通る水平な直線を指す。
「特殊車両車体」とは、組込式幼児拘束装置を組込んで製造するまたはそのように設計する実際の車両モデルの一部分を指し、当該組込式装置の周囲にある

物すべてを含む。組込式幼児拘束装置がフロント・シート以外のシートの一部として製造されるまたはそのように設計される場合には、この周囲にある物には、フロント・シートの背、後部サイド・ドアの内側パネルと内装、フロアパン、隣接のピラー（例えば、B ピラーおよび C ピラー）、天井が含まれる。組込式幼児拘束装置が製造される場合には、周囲にある物には、ダッシュボード、ステアリング・メカニズムおよびそれの関連内装金具、床またはコンソールに付いているレバーとノブ、前部サイド・ドアの内側パネルと内装、フロント・シート、フロアパン、A ピラーおよび天井が含まれる。
「テザーアンカレッジ」は、FMVSS No.225（§ 571.225）の S3 に定義されている。
「テザーストラップ」は、FMVSS No.225（§ 571.225）の S3 に定義されている。
「テザーフック」は、FMVSS No.225（§ 571.225）の S3 に定義されている。
「トルソー」とは、人体を模した試験用ダミーを着席させた時の、幼児拘束装置の着座面上部と試験用ダミーの肩の上部との間の部分を指す。ただし、大腿部を除く。

S5. ***要　件***

(a) 組込式幼児拘束装置付きの各自動車は、S6.1. および本項に従って規定どおりに試験をした時に、本節の要件を満たすものとする。
(b) 自動車用に製造される各幼児拘束装置は、S6.1. および本項に従って規定どおりに試験した時に、本節の要件を満たすものとする。各アドオン装置は、当該拘束装置を S5.6. に従ってメーカーが推奨する方向（たとえば前向き、後向き、または横向き）に向けて、S7. に定める試験用ダミーで試験した場合に、拘束装置のシートバック調節位置および拘束ベルト経路の各位置において、要件を満たすものとする。
(c) 航空機用に製造される各幼児拘束装置は、本項の要件および S8. の補足要件を満たすものとする。

S5.1. *動力学的性能*

S5.1.1. *幼児拘束装置の保全*

S6.1. に従って試験したときに、各幼児拘束装置は、本セクションの (a) 項から (c) 項までの要件を満たさなければならない。
(a) 荷重負担構造部品の完全剥離が生じず、また、部分剥離によって、半径 1/4in. 未満の表面や、または、当該装置の構造部品と最近接周辺部との可触面の上方へ 3/8in. を超える突出面が露出しないものとする。
(b)
(1) 異なる位置へ調節可能な場合には、(b)(2) 項の定められたところを除き、試験中に、試験直前に調節した位置から動かないものとする。
(2)
(i) (b)(2)(ii) に従って、後向き幼児拘束システムには、試験中にシステムの乗員が傾斜位置から直立位置へ動いてから、また再び傾斜位置へ戻ることのできるシステムの着席表面の再設定を行なう手段を装備することができる。
(ii) 試験前を行なう前に露出し、かつ 1/4in. を超えた開放穴は、着席表面が拘束システム全体に対して移動した結果として、試験中に大きさが小さくなってはならない。
(c) 前向きの幼児拘束装置の場合には、当該装置の幼児支持背面と着座面との角度が、試験終了時点で、45 ° を下回らないものとする。

S5.1.2. *傷害基準*

S6.1. に従って試験した時に、S5.5.2.(f) に基づき、体重 10 キログラム（kg）の幼児用として推奨されている各幼児拘束装置は、
(a) パート 572 が定めるとおりに試験用ダミーの頭部に取付けた加速度計の

位置における合成加速度を、次式の値が 1,000 を超えないように制限するものとする。

$$\left[\frac{1}{(t_2 - t_1)} \int_{t_1}^{t_2} a dt\right]^{2.5} (t_2 - t_1)$$

但し、a は合成加速度で g（重力加速度）の倍数、t_1 と t_2 は、衝突中の任意の二点の時間を示す。

(b) パート 572 に定めるとおり試験用ダミーの上胸部に取付けた加速度計の位置における合成加速力が、60g を超えないように制限するものとする。但し、持続時間が 3 ミリ秒以下の場合は、この限りではない。

S5.1.3. *乗員の移動*

S6.1 ならびに本セクションに定めた要件に従って試験を行ったときに、各幼児拘束装置は、S5.1.3.1 ～ S5.1.3.3 に定める移動制限要件の該当する条項を満たすものとする。

S5.1.3.1. 後ろ向き幼児拘束装置およびカーベッドを除く幼児拘束装置

後ろ向き幼児拘束装置およびカーベッドを除き、各幼児拘束装置は、試験用ダミーの胴部を当該装置内に保持するものとする。

(a) *アドオン幼児拘束装置の場合*

(1) 試験用ダミー頭部のどの部分も、中心 SORL（本基準図 1B に示す）に沿って測定して標準シートアセンブリー上の点 Z の前方 720mm または 813mm（当条項 S5.1.3.1. の表の規定に従う）の垂直横断面を通過しないものとする。

(2) どの膝の関節点も、中心SORLに沿って測定して標準シートアセンブリー上の点 Z の前方 915mm の垂直横断面を通過しないものとする。

(b) 組込式幼児拘束装置の場合には、どの膝の関節点も、動的テストの間のどの時点においても、その膝の関節点を通り、かつ車両の縦方向の中心線を通る垂直面に平行な水平線に沿って測定して、それぞれの膝の関節点のテスト前の最初の位置の前方305mmを通る垂直横断面を通過しないものとする。

― アドオン前向き幼児拘束装置

対象幼児拘束装置タイプ	実施する試験 -	適用する 移動制限要件	注記：第 2 コラムに指定された試験において、幼児拘束装置は、一定条件に従って、下記の要領でテストシートアセンブリーに装着する。
ハーネス、テザー付きバックレスブースターシート、身体障害のある幼児用に設計された拘束装置	S6.1.2.(a)(1)(A)(i)	頭部 813 mm; 膝 915 mm	ラップベルトを使って装着。加えて、テザーが添付されている場合は、それも装着すること。
ベルト・ポジショニングシート	S6.1.2.(a)(1)(B)	頭部 813 mm; 膝 915 mm	ラップベルトおよびショルダーベルトを使って装着。テザーは装着しない。
その他のすべての幼児拘束装置であって、1999 年 9 月 1 日より前に製造されたもの	S6.1.2.(a)(1)(A)(ii)	頭部 813 mm; 膝 915 mm	ラップベルトを使って装着。テザーは装着しない。
その他のすべての幼児拘束装置であって、1999 年 9 月 1 日以降に製造されたもの	S6.1.2.(a)(1)(A)(ii)	頭部 813 mm; 膝 915 mm	ラップベルトを使って装着。テザーは装着しない。
	S6.1.2.(a)(1)(A)(iv) （2002 年 9 月 1 日以降）		幼児拘束固定装置の下部アンカレッジに装着。テザーは装着しない。
	S6.1.2.(a)(1)(A)(i)	頭部 720 mm; 膝 915 mm	ラップベルトを使って装着。加えて、テザーが添付されている場合は、それも装着すること。
	S6.1.2.(a)(1)(A)(iii) （2002 年 9 月 1 日以降）		幼児拘束固定装置の下部アンカレッジに装着。加えて、テザーが添付されている場合は、それも装着すること。

S5.1.3.2. *後向き幼児拘束装置*

各後向き幼児拘束装置の場合には、試験用ダミーのトルソのすべての部分が当該装置内に保持されるものとし、ダミー頭部のいずれの側でも、ダミー頭部の質量の中心を通りかつ頭部の中央矢状面に垂直な横断軸上のどのターゲット点も、幼児拘束装置表面の最前方最上方点（図 1C に示す）を交点として直交する横断面を通過しないものとする。

S5.1.3.3. *カー・ベッド*

カー・ベッドの場合には、試験用ダミー頭部および胴部のすべての部分がカー・ベッドの範囲内に保持されるものとする。

S5.1.4. *バック・サポート角度*

後向き幼児拘束装置を S6.1. に従って試験した時、当該装置の幼児支持背面と垂直面との角度は 70 ° を超えないものとする。

S5.2. *力の配分*

S5.2.1. 最小頭部支持面―カー・ベッド以外の幼児拘束装置

S5.2.1.1. S5.2.1.2. に定める場合を除き、カー・ベッド以外の各幼児拘束装置は、幼児の頭部の後方への動き（その幼児から見て後方）を、当該装置の不可欠の一部であり、下記の性能を有する連続したシートバックによって、抑止するものとする。

(a) 着座ダミーの臀部に接する当該装置の着座面最低点から、幼児拘束装置の縦軸中心線を通る垂直横断面内で、幼児用シートバック面に沿って測定して、次の高さを有すること。

体　重 (1)（lb.）	高　さ (2)（in.）
20lb. 未満	18
20lb. 以上 40lb. 以下	20
40lb. を超える	22

注 (1) S5.5.(f) に従って、上記体重の幼児による幼児拘束装置の使用が推奨されている場合

注 (2) ヘッドレストをもつ装置のシートバック部分の高さは、上記以上とする。

(b) 本節 (a) 項に定める高さの水平面で測定して、8in. 以上の幅を有すること。ただし、幼児拘束装置に、幼児の頭部を支える部分のパッド面から前方 4in. 以上にのびたサイドサポートがついている場合には、本節 (a) 項に定める高さの水平面で測定して、6in. 以上の幅があればよい。

(c) 試験用ダミー頭部の後方回転を抑制して、S7. に定めるダミーの頭部と胴部との間の角度が、S6.1. に従って試験した時に、ダミーを S6.1.2.3. に従って当該装置に置いてその装置をS6.1.に従って試験する前の頭部と胴部の間の角度より 45 ° を超えて大きくならないようにすること。

S5.2.1.2. S5.2.1.1. の要件を前向き幼児拘束装置に適用するかどうか、またカーベッド以外のいずれかの幼児拘束装置がその要件に適合しているかどうかは、当該拘束装置のテストに使うように S7.1. に定める試験用ダミーのうち最大のものを用いて判定する。ただし、本篇パート 572 のサブパート I に記した 6 歳児ダミーは S5.2.1.1. の適用またはその要件への適合性を判定するのに使用しない。前向き幼児拘束装置は、ダミー頭部のいずれかの側のターゲット点が下記の装置の上端に接する水平面より下にある場合には、S5.2.1.1. に適合する必要はない。

(a) アドオン幼児拘束装置の場合には、当該装置を S6.1.2. に従って標準シート・アセンブリーに取付け、ダミーをその装置においた場合の標準シート・アセンブリー

(b) 組込式幼児拘束装置の場合には、S6.1.2. に従ってダミーを当該装置に置き、その装置を作動させた場合の車両シート

S5.2.2. *胴部衝撃保護*

カー・ベッド以外の各幼児拘束装置は、S5.2.2.1. および S5.2.2.2. の該当する要件に適合するものとする。

S5.2.2.1. (a) 幼児の背中を支える装置表面は平らまたは凹形で、85in^2 以上の連続表面積を有するものとする。

(b) 幼児の胴部の脇を支える各装置表面は平らまたは凹形で、体重 20lb. 以上の幼児用として推奨されている装置の場合には 24in^2 以上、体重 20lb. 未満の幼児用として推奨されている装置の場合には 48in^2 の連続表面積をもつものとする。

(c) 幼児の胴部の前方への動きを抑止するように設計された各装置表面の各

水平断面は平らまたは凹形とし、各垂直縦軸断面は平らまたは下部構造の曲率半径 2in. 以上の凸面とする。

S5.2.2.2. 各前向きの幼児拘束装置は、下記のような固定または可動表面がないものとする。

(a) *ダミーの直前で、*

(1) アドオン幼児拘束装置の場合には、SORL に平行な水平線、または

(2) 組込式幼児拘束装置の場合には、車両シートの縦軸中心線を通る垂直面に平行な水平線と交わる面、および、

(b) ダミーのいずれかの部分を通る面。但し、S6.1.2.(a)(2) に従って幼児拘束装置を試験する時に、その装置が S5.1.2. および S5.1.3.1. の要件に適合するようにダミーを拘束する面を除く。

S5.2.3. *頭部衝撃保護*

S5.2.3.1. 幼児用ハーネスを除き、S5.5.2.(f) に基づいて体重 10kg 未満の幼児用として推奨される各幼児拘束装置は、S5.2.3.2. に適合するものとする。

S5.2.3.2. S5.2.4. に適合し、当該装置を S6.1. に従って試験する時にダミーが接触する突起を除いて、各装置表面は、下記の特性をもつ、回復のゆるやかなエネルギー吸収材でおおうものとする。

(a) S6.3. に従って試験した時、$1in^2$ あたり 0.5lb. 以上、10lb. 以下の 25% 圧縮—歪み抵抗

(b) S6.3. に従って試験した時、$1in^2$ あたり 1.8lb. 以上、10lb. 以下の 25% 圧縮—歪み抵抗をもつ材質の場合には、厚さ 1/2in. 以上。25% 圧縮—歪み抵抗が $1in^2$ あたり 1.8lb. 未満の材質の場合には、厚さ 3/4in. 以上。

S5.2.4. *突起制限*

可触面内またはその下にある硬い構造部品のどの部分も、または、S5.2.3. の要件に従う幼児拘束装置表面のどの部分も、パッド材やその他の柔軟性のある被覆材を取り除いた状態で、直接に隣接する拘束装置表面からの高さが 3/8in. 以下とし、かつ半径 1/4in. 未満の角が露出していないものとする。

S5.3. *取付*

S5.3.1. 幼児拘束装置アンカレッジに装着するよう設計されたコンポーネントを除き、各アドオン幼児拘束装置は、当該装置を車両のシートクッションまたはシートバックに取り付けるように設計された手段を持たず、また、車両のシートクッションとシートバックの間に挿入するように設計されたコンポーネント（ベルトを除く）も持たないものとする。

S5.3.2. 各アドオン幼児拘束装置は、車両のシートアセンブリーに装着されたとき、各タイプの幼児拘束装置につき次の表に指定された手段のそれぞれによってのみ、本規格の要件に適合することができるものとする。

アドオン幼児拘束装置のタイプ	取付手段			
	タイプ 1 シートベルト アセンブリー	タイプ 1 シートベルト アセンブリー ＋必要に応じて テザーアンカ レッジ	幼児拘束装置 アンカレッジ （2002 年 9 月 1 日より有効）	タイプ 2 シートベルト アセンブリー
ハーネス		X		
カーベッド	X			
後ろ向き拘束装置	X		X	
ベルトポジショニングシート				X
その他のすべての幼児拘束装置	X	X	X	

S5.3.3. *カー・ベッド*

各カー・ベッドは、車両のシートに取付ける時、当該カー・ベッドの縦軸が車両の縦軸を通る縦軸垂直面に対して垂直になるように、設計するものとする。

S5.4. ベルト、ベルト・バックルおよびベルト・ウェビング

S5.4.1. *性能要件*

幼児拘束装置に装備して、その装置を車両に取付けるかまたは幼児を装置内に拘束するために使用するベルトのウェビングは、

(a) FMVSS No.209(§ 571.209) の S5.1.(d) または S5.3.(c) に定める摩耗処理を受けた後、FMVSS No.209 の S5.1.(b) に従って試験した時、摩耗していないウェビングの強度の 75% 以上の破壊強度を有するものとし、

(b) FMVSS No.209(§ 571.209) の S4.2.(e) および (f) の要件を満たすこと。また、

(c) 当該装置をS6.1.に従って試験した時に試験用ダミーの胴部に接触する場合には、S5.4.1.1. に従って測定して 1 1/2in. 以上の幅を有するものとする。

S5.4.1.1. *幅の試験方法*

ウェビングを 24 時間、相対湿度 48 ～ 67%、周囲温度 70 ° F ～ 77 ° F の大気中に置く。長さの方向に 5lb. の張力を加えて、ベルト・ウェビングの幅を測定する。

S5.4.2. *ベルト・バックルおよびベルト調節金具*

幼児拘束装置に使用する各ベルト・バックルおよびベルト調節金具部品は、FMVSSNo.209（§ 571.209）の S4.3.(a) および S4.3.(b) の要件に適合するものとする。

S5.4.3. *ベルト拘束*

S5.4.3.1. *一般事項*

幼児拘束装置の一部であり、その装置を使って幼児を拘束するように設計されている各ベルトは、身長と体重が S5.5.2.(f) に基づく推奨範囲内にある幼児をS5.6. が要求する説明書に従って装置内に置いた場合に、だれに対してもぴったり合うように調節できるものとする。

S5.4.3.2. *直接拘束*

質量が 4.4kg 未満の幼児拘束装置を除き、幼児拘束装置の一部であり、その装置を使って幼児を拘束し、かつ当該装置を車両に取付けるように設計されている各ベルト、ならびに当該装置を車両に取付けるのに使用する各タイプ I 車両ベルトおよびタイプ II 車両ベルトのラップ部分は、S6.1. に従って試験した時に、当該装置の質量または下記によって生じる荷重を幼児に加えないものとする。

(a) アドオン幼児拘束装置の場合には、S6.1. に定める標準シート・アセンブリーのシートバックの質量、または、
(b) 組込式幼児拘束装置の場合には、当該幼児拘束装置が組込まれている車両部分の質量。

S5.4.3.3. *着座装置*

S5.4.3.4. に従う幼児拘束装置を除き、座席位置にいる幼児が使用するように設計されかつその幼児を拘束するベルトを有する各幼児拘束装置は、S10. に従って当該装置に置かれた、S7. に定める試験用ダミーを、下記のとおりに拘束するものとする。

(a) *上胴部を*
(i) 幼児の両肩を通るベルト、または
(ii) S5.2.2.1.(c) に適合する固定面または可動面により拘束し、かつ、
(b) *下胴部を*
(i) ラップ･ベルト取付点で幼児拘束装置着座面に対して 45 ° から 95 ° の間の角度をなすラップ・ベルト・アセンブリー、または、
(ii) S5.2.2.1.(c) に適合する固定面または可動面により拘束し、さらに、
(c) 体重10kgを超える幼児用に推奨されている着座装置の場合には､股部を、
(i) ラップ・ベルトに連結できる股ベルトまたは下胴部拘束に使用する他の装置、または
(ii) S5.2.2.1.(c) に適合する固定面または可動面により拘束する。

S5.4.3.4. *ハーネス*

各幼児用ハーネスは、

(a) 幼児の両肩を通るベルトを含めて、上胴部を拘束し、
(b) 腰部および股部ベルトによって下胴部を拘束し、かつ
(c) S5.5.2.(f) に従って当該装置を使用するようにと推奨されている身長の幼児が、S5.6. の要求する説明書に従ってその装置の中に身を置いた時、車両シート上に直立することを防止するものとする。

S5.4.3.5. *バックル・リリース*

幼児拘束装置を使って幼児を拘束するように設計されている同装置のベルト・アセンブリーのバックルは、

(a) S6.1. の動力学的試験に先立ち S6.2.1. に従って試験した時に、40 ニュートン（N）未満の力が加わった場合には外れず、62N 以下の力が加わった場合には外れるものとする。また、
(b) S6.1. の動的試験の後は、S6.2. の該当する項に従って試験した時には、71N 以下の力が加わった場合に外れるものとする。ただし、いずれかの幼児拘束装置がこの要件に適合しているかどうかは､当該装置が前向き、後向き、ないし横向きである場合にそれを試験するのに使うように S7. で定められている試験用ダミーのうち最大のものを用いて判定する。さらに、
(c) FMVSS No.209(§ 571.209) の S4.3.(d)(2) の要件を満たすものとする｡但し、プッシュボタン式幼児拘束装置バックルの最小表面積は 0.6in^2 とする。
(d) FMVSS No.209(§ 571.209）の S5.2.(g) に従って試験した時には、FMVSS No.209 の S4.3.(g) の要件を満たし、かつ、
(e) S6.1. に定める試験の間には外れないものとする。

S5.5. *表示*

S5.5.1. 各アドオン幼児拘束装置は、S5.5.2.(a) から (m) に定める情報を恒久的にラベル表示するものとする。

S5.5.2. 本節 (a) ～ (m) 項に定める情報は、英語で、10 ポイント活字以上の文字と数字を使い、地とは対照的な色で表記するものとする。

(a) 当該装置のモデル名または番号

(b) メーカー名。販売者が、米国交通自動車安全法（修正法）によって、当該装置に関して、メーカーに課せられている義務および責務に全責任を負う場合には、販売者名を代りに使用することができる。

(c) 「__年__月製造」と記載して、製造年月を記入する。

(d) 製造地（市および州または外国名)。ただし、メーカーが販売者名を使用する場合には、販売者の本社所在地（市および州または外国名）を記載する。

(e) 「本幼児拘束装置は、該当する連邦自動車安全基準すべてに適合している。」という記載。

(f) 下記の文章の一つに、当該装置を安全に使用できる幼児の最大体重ならびに身長のメーカー推奨値を記入する。ただし、ブースターシートは体重 13.6kg 未満の幼児には推奨しないものとする。

(1) 本幼児拘束装置は、体重_____lb.（_____kg）以下、身長 (数値を英語とメートル法単位で記入する。ラベルに「mass」という語を使用するかどうかはオプションとする）以下の幼児が使用するように設計されている。または

(2) 本幼児拘束装置は、体重_____lb. から_____lb. まで（該当するメートル法の数値を記入する。「mass」という語の使用はオプションとする)、身長（該当する数値を英語とメートル法単位で記入する）以下で、独りでまっすぐに坐ることのできる幼児専用に設計されている。

(3) 本幼児拘束装置は、体重_____lb. から_____lb. まで（該当するメートル法の数値を記入する。「mass」という語の使用はオプションとする)、身長_____in. から_____in. まで（該当する数値を英語とメートル法単位で記入する）の幼児専用に設計されている。

(g) 下記の文章に、メーカーの取付説明書の当該拘束装置上の所在位置を記入する。「注意。下記の各指示に従わないと、急停止や衝突の際に、お子様が車内の器物にぶつかる恐れがあります。
この幼児拘束装置を、_____にあるメーカー説明書に定めるとおりに、車両ベルトで固定して下さい。」

(h) 幼児拘束用に設計したベルトのついた各幼児拘束装置の場合には、「この幼児拘束装置に付いているベルトを、お子様のまわりにぴったり合うように、調節してください。」

(i)

(1) 車両のタイプ I またはタイプ II シートベルトアセンブリーのいずれかと併用するように推奨されているブースターシートの場合には、下記の文章のうち該当するもの一つを記載する。

(i) 「注意。このブースターシートに幼児を拘束する時には、車両のラップ・ショルダーベルトシステムだけを使用して下さい。」または、

(ii) 「注意：このシートに幼児を拘束する時には、車両のラップベルトシステムか、またはラップ／ショルダーベルトシステムのショルダーベルトを幼児の後ろに置いてラップベルト部分だけを使用して下さい。」

(2)

(i) 本節 (i)(2)(ii) に定める場合を除き、車両のタイプ I およびタイプ II シートベルトアセンブリーの両方と併用するように推奨されているブースターシートの場合には、下記の文章を記載する。
「注意。幼児を（ラップベルトと併用する時に幼児のトルソが前方に動くことを抑制するために装着されているシステムの部品名を記入する。たとえばシールド）によって拘束する時には、車両のラップベルトシステ

ムだけか、またはラップ／ショルダーベルトシステムのショルダーベルトを幼児の後に置いてラップベルトの部分だけを使用して下さい。(上記の部品名を記入する）なしで本ブースターシートを使用する時には、車両のラップ・ショルダーベルトシステムだけを使用して下さい。」

(ii) 車両のタイプ I およびタイプ II シートベルトアセンブリーの両方と併用するように推奨されているブースターシートは、ブースターをシールドまたは同様の構成部品と併用する時に、ブースターを装着した結果、ショルダーベルトが幼児の前以外の位置になる場合には、S5.5.2.(i)(2)(i) の適用を受けない。ただし、そのようなブースターには、シールドなしで使用する時には、車両のラップ・ショルダーベルトシステムと併用するようにという注意書を表示しなければならない。

(j) アンカレッジ・ストラップを装備した各幼児拘束装置の場合には、下記の文章を記載する。

「本幼児拘束装置に付いている上部アンカレッジ・ストラップを、メーカー説明書が指示するとおりに固定して下さい。」

(k) メーカーの任意選択により、1997 年 5 月 27 日より前に製造される幼児拘束装置は、S5.5.2.(k)(1)(ii) または S5.5.2.(k)(2)(ii) の代りに、S5.5.2.(k)(4) の要件に適合してもよい。

(1) 幼児専用に設計されている各後向き幼児拘束装置の場合には、次の文章。

(i) 「この幼児拘束装置を車両内で使用する時には、後向きの位置に置いて下さい。」

(ii) 「注意：乗客用サイドエアバッグのある車両のフロントシートにはこの拘束装置を置かないで下さい。(この注意を守らない結果について説明する文章を挿入する。)」

(2) 幼児用には後向きで、年長の児童用には前向きで使用するように設計されている幼児拘束システムの場合には、次の文章。

(i) 「この幼児拘束装置を体重（20lb. 以上の推奨体重を挿入する）未満の幼児に使う時には、後向きの位置に置いて下さい。」

(ii) 「注意：この装置を後向きに使用する時には、乗客用サイドエアバッグのある車両のフロントシートには置かないで下さい。(この注意を守らない結果について説明する文章を挿入する。)」

(3) (k)(1)(ii) 項および (k)(2)(ii) 項が要求する文章は、赤色、オレンジ色、または黄色の対照のはっきりした地の上に記載し、また当該装置の、車両の乗客用フロントドアに隣接するように設計されている側に、後向き幼児拘束装置を乗客用フロントシートに取付けようとする人に見えるように記載するものとする。

(4) 本節 (k)(5) に定める場合を除き、後向き位置で使用することができ、かつ 1997 年 5 月 27 日以後に製造される各幼児拘束装置の場合には、本基準の S5.5.2.(k)(1)(ii) または S5.5.2.(k)(2)(ii) に定める警告の代りに、本基準の図 10 の内容および S5.5.2.(k)(4)(i) から S5.5.2.(k)(4)(iii) までの要件に適合するラベルを、幼児の頭部を置く部分のまたはそれに隣接するクッションや詰物の外側表面に、はっきり見えかつ容易に判読できるように恒久的に貼付するものとする。

(i) 見出しの部分は黄色地で、「警告」という語と注意記号は黒色にする。

(ii) 説明部分は白地に黒で文を書く。説明部分は 30cm^2 以上とする。

(iii) デザイン表示は白地に黒で、円と斜線は赤にする。デザイン表示は直径 30mm 以上とする。

(5) 車両に幼児拘束装置が搭載されている時に限って車両の乗客側のエアバッグが作動しないようにし、作動停止後少なくとも 60 秒間、エアバッグが作動しない旨の信号を発する装置が幼児拘束システムに装備されている場合には、図 10 に定めるラベルに、「エアバッグ付きフロントシート上」という語句の後に「エアバッグが不作動でないかぎり」という語を記載してもよい。

(l) 以下の位置に幼児拘束装置を取付けるための取付説明図

(1) 連続ループ状ラップ／ショルダー・ベルトを装備した座席位置、および

(2) メーカー説明書に定めるとおりに、ラップ・ベルトのみを装備した座席

位置。

(m) 下記の記載、ただし、宛先と電話番号を記入する。
「幼児拘束装置は安全上の理由で回収することがあります。回収する場合に漏れることがないように本装置の登録が必要です。貴名、住所、拘束装置機種番号、製造年月日を（宛先記入）にお送り下さい。または、（電話番号記入）にお電話下さい。回収情報については、米国政府の自動車安全ホットライン 1-800-424-9393（D.C. 地区は 202-366-0123）にお問いあわせ下さい。」

(n) 幼児拘束装置は、ベルト配置シート、ハーネス、およびバックレス幼児拘束装置を除き、S8. の規定に適合するものとして認証を受けることができる。このように認証された幼児拘束装置には、「この拘束装置は自動車および航空機内で使用することが認証されています。」という文章を表示するものとする。ベルト配置シート、ハーネス、およびバックレス幼児拘束装置には、「この拘束装置は航空機内で使用することを認証されていません。」という文章を表示するものとする。本項が要求する文章は赤い文字で、S5.5.2.(e) が要求する認証に関する記載の後に記すものとする。

S5.5.3. S5.5.2.(g) から (k) に定める情報は、アドオン幼児拘束装置を S5.6.1. に定めるように取付けた時に見えるように、その上に表示するものとする。

S5.5.4. (a) 工場取付のもの以外の各組込式幼児拘束装置は、S5.5.5.(a) から (l) に定める情報を恒久的にラベル表示するものとする。S5.5.5.(a) から (j) および S5.5.5.(l) に定める情報は、当該装置の作動使用中によく見えるものとする。

(b) 各工場取付組込式幼児拘束装置は、S5.5.5.(f) から (j) および S5.5.5.(l) に定める情報を恒久的にラベル表示するものとするものとし、その情報が拘束装置の作動使用中によく見えるようにする。この情報は、車両の所有者用マニュアルにも記載するものとする。

S5.5.5. S5.5.4. が要求し、本節 (a) 項から (l) 項に定める情報は、英語で、10 ポイント活字以上の大きさの文字と数字を使い、地とは対照的な色で表記するものとする。

(a) 当該装置のモデル名または番号

(b) メーカー名。販売者またはディーラーが、当該装置に関して米国交通自動車安全法（修正法）によりメーカーに課せられている義務および責務に対して全責任を負う場合には、販売者またはディーラー名を代りに使用することができる。

(c) 「_____年_____月製造」と記載して、製造年月を記入する。

(d) 製造地（市および州または外国名）。但し、メーカーが販売者名またはディーラー名を使用する場合には、販売者またはディーラーの本社所在地（市および州または外国名）を記入する。

(e) 「本幼児拘束装置は、該当する連邦自動車安全基準すべてに適合している。」という記載。

(f) 下記の文章の一つに、当該装置を安全に使用できる幼児の最大体重ならびに身長のメーカー推奨値を記入する。ただし、ブースターシートは体重 13.6kg 未満の幼児には推奨しないものとする。

(1) 本幼児拘束装置は、体重_____lb.（_____kg）以下、身長 (数値を英語とメートル法単位で記入する。ラベルに「mass」という語を使用するかどうかはオプションとする）以下の幼児が使用するように設計されている。または

(2) 本幼児拘束装置は、体重_____lb. から_____lb. まで（該当するメートル法の数値を記入する。「mass」という語の使用はオプションとする）、身長（該当する数値を英語とメートル法単位で記入する）以下で、独りでまっすぐに坐ることのできる幼児専用に設計されている。

(3) 本幼児拘束装置は、体重_____lb. から_____lb. まで（該当するメートル法の数値を記入する。「mass」という語の使用はオプションとする）、身長

_____in. から_____in. まで（該当する数値を英語とメートル法単位で記入する）の幼児専用に設計されている。

(g) (1) 項の記載および、該当する場合には、(2) 項の記載。

(1) 「注意。この幼児拘束装置の使用にあたりメーカーの指示に従わないと、急停止や衝突の際に、お子様が車の内装にぶつかる恐れがあります。」

(2) 各組込式幼児拘束装置が一定の調節位置または一定の状況では自動車内で使用することを目的としていない場合には、当該位置または状況に関するメーカーの規制を大文字で適正に記載する。

(h) 幼児拘束用に設計したベルトの付いた各組込式幼児拘束装置の場合には、「この幼児拘束装置に付いているベルトを、お子様のまわりにぴったり合うように、調節してください。」

(i) 後向きの位置で使用できる各組込式幼児拘束装置の場合には、下記の記載。「この幼児拘束装置ではお子様を後向きにしてください。」

(j) 幼児および／または幼児を配置して完全に作動している幼児拘束装置の説明図（単数または複数）。

(k) 下記の記載、ただし、宛先と電話番号を記入する。
「幼児拘束装置は安全上の理由で回収することがあります。回収する場合に洩れることがないように本装置の登録が必要です。貴名、住所、拘束装置機種番号、製造年月日を（宛先記入）にお送り下さい。または、（電話番号記入）にお電話下さい。回収情報については、米国政府の自動車安全ホットライン 1-800-424-9393（D.C. 地区は 202-366-0123）にお問いあわせ下さい。」

(1) 車両のタイプ I かタイプ II かどちらかのベルトシステムまたはその両方を使用する組込式ベルトポジショニングシートの場合には、当該装置を安全に使用できる幼児の最大体重ならびに身長のメーカー推奨値を記載し、かつブースターを異なる車両ベルトシステムに合わせて使用する方法（たとえばシールドの有無）を説明する文章。

S5.6. *適正使用のための説明書*

S5.6.1. *アドオン幼児拘束装置*

各アドオン幼児拘束装置には、当該装置の自動車への取付方、車内での固定方法、幼児の着座方法および装置を幼児に合わせる調節方法について、その手順を順番に説明した英語版の取扱説明書を、説明図と合わせて添付するものとする。テザーアンカレッジまたは幼児拘束装置アンカレッジに装着するためのコンポーネントがある各幼児拘束装置の場合、取扱説明書では、説明図を含め、当該アンカレッジまたは装置への正しい取付方について手順を順番に説明するものとする。

S5.6.1.1. 後部指定座席位置のある車両の場合には、説明書によって、車両所有者に対して、事故統計によれば、幼児は前部座席位置より後部座席位置に適正に拘束する方が安全であると、注意を喚起するものとする。

S5.6.1.2. 説明書には、車両型式、座席位置のタイプ、および車両安全ベルトで、当該アドオン幼児拘束装置が使用できる型式または使用できない型式を一般的用語で明記するものとする。

S5.6.1.3. 説明書は、S5.5.2.(g) から (k) に従って幼児拘束装置に表示するように要求されている警告に従わなかった場合の直接的結果について、説明するものとする。

S5.6.1.4. 各カー・ベッドの説明書は、当該カー・ベッドを幼児の頭部が車両の中央寄りになるように置くべき旨を説明するものとする。

S5.6.1.5. 説明書には、アドオン幼児拘束装置を固定していないと、衝突時に他の乗員に傷害を与える恐れがあるので、使用していない場合にも、それをベルトで車両

に固定すべき旨を記載するものとする。

S5.6.1.6. 各アドオン幼児拘束装置は、当該装置上にメーカー説明書を保管する場所を設けるものとする。

S5.6.1.7. 説明書には下記の文章を記載するものとする。ただし、宛先と電話番号を記入すること。「幼児拘束装置は安全上の理由で回収することがあります。回収に際して洩れることがないように本装置の登録が必要です。貴名、住所、拘束装置機種番号、製造年月日を（宛先記入）にお送り下さい。または、（電話番号記入）にお電話下さい。回収情報については、米国政府の自動車安全ホットライン 1-800-424-9393（D.C. 地区は 202-366-0123）にお問いあわせ下さい。」

S5.6.1.8. 車両の後向きになるような位置で使用できる各幼児拘束装置の場合、説明書には、エアーバッグの装備されたシート位置で後向き拘束装置を使用しないように警告をし、かつ、その理由ならびに警告に従わなかった場合の結果について説明すること。さらに説明書に、前部乗員側エアーバッグの付いた車両所有者は幼児拘束装置に関する指示を当該車両のオーナーズマニュアルで確認すべき旨の文章を含むこと。

S5.6.1.9. 後向き幼児拘束装置で、そこに着席する者が試験中に傾斜位置から直立位置に移動することができるように、着席面の位置を調節する手段を備えている各装置の場合には、説明書には、拘束装置が調節位置の変更を行うことを妨げないようにという注意を記載するもとする。

S5.6.1.10.

(a) 車両のタイプ I またはタイプ II シートベルトアセンブリーのいずれかと併用するように推奨されているブースターシートの説明書の場合には、下記の文章のうち該当するもの一つとその理由を記載する。

(i) 「注意。このブースターシートに幼児を拘束する時には、車両のラップ・ショルダーベルトシステムだけを使用して下さい。」または、

(ii) 「注意。このシートに幼児を拘束する時には、車両のラップベルトシステムだけか、またはラップ／ショルダーベルトシステムのショルダーベルトを幼児の後に置いてラップベルトの部分だけを使用して下さい。」

(b)

(i) S5.6.1.10.(b)(ii) に定める場合を除き、車両のタイプ I およびタイプ II シートベルトアセンブリーの両方と併用するように推奨されているブースターシートの説明書には、下記の文章とその理由を記載するものとする。「注意。幼児を（ラップベルトと併用する時に幼児のトルソが前方に動くことを抑制するために装着されているシステムの部分名を記入する。たとえばシールド）によって拘束する時には、車両のラップベルトシステムだけか、またはラップ／ショルダーベルトシステムのショルダーベルトを幼児の後に置いてラップベルトの部分だけを使用して下さい。（上記の部品名を記入する）なしで本ブースターを使用する時には、車両のラップ・ショルダーベルトシステムだけを使用して下さい。

(ii) 車両のタイプ I およびタイプ II シートベルトアセンブリーの両方と併用するように推奨されているブースターシートは、ブースターをシールドまたは同様の構成部品と併用する時に、ブースターを装着した結果、ショルダーベルトが幼児の前以外の位置になる場合には、S5.6.1.10.(b)(i) の適用を受けない。ただし、そのようなブースターの説明書には、シールドなしで使用する時には車両のラップ・ショルダーベルトシステムと併用するようにという注意を記載するものとする。

(c) ベルトポジショニングシートの説明書には、「この拘束装置は航空機での使用を認可されていない」という文章とその理由を記載するものとする。

S5.6.2. *組込式幼児拘束装置*

(a) 各組込式幼児拘束装置には、同装置の作動方法、幼児の着座方法、同装

置および装備されている場合には拘束ハーネスを幼児に合わせる調節方法について、その手順を順番に提示する英語で印刷した説明書を、説明図と合わせて、添付するものとする。各組込式カー・ベッドの説明書は、頭部が車両の中央寄りになるように幼児をベッドの中に位置づけるべきであることを説明するものとする。

(b) 工場取付組込式幼児拘束装置を付けた各自動車には、車両所有者用取扱説明書に含まれる、この節の (a) 項で定める情報が備えられているものとする。

S5.6.2.1. 説明書は、S5.5.5.(f) から (i) に基づく幼児拘束装置の適正使用に関する製造者の警告に従わなかった場合の直接的結果について、説明するものとする。

S5.6.2.2. 各組込式幼児拘束装置の説明書には、工場取付拘束装置の場合を除き、下記の文章を記載するものとする。ただし、宛先と電話番号を記入すること。「幼児拘束装置は安全上の理由で回収することがあります。回収に際して洩れることがないように本装置の登録が必要です。貴名、住所、拘束装置機種番号、製造年月日を（宛先記入）にお送り下さい。または、（電話番号記入）にお電話下さい。回収情報については、米国政府の自動車安全ホットライン 1-800-424-9393（D.C. 地区は 202-366-0123）にお問いあわせ下さい。」

S5.6.2.3. 工場取付のもの以外の各組込式幼児拘束装置は、それの説明書を保管するための場所をその装置に設けるものとする。

S5.6.3. 車両に取付けられるもの以外の、または特定の車両モデルおよび座席位置のために設計される工場取付のもの以外の各組込式幼児拘束装置には、自動車に取付ける手順を順番に提示する英語の説明書を添付するものとする。その説明書には当装置の取付ができる、またはできない車両タイプおよび座席位置を特記するものとする。各カー・ベッドの説明書は、当ベッドを幼児の頭部が車両の中央寄りになるように取付ける旨を説明するものとする。

S5.6.4. 車両のタイプ I またはタイプ II のベルトシステムのどちらかまたは両方を使用する組込式ベルトポジショニングシートの場合には、説明書には、当該装置を安全に使用できる幼児の最大体重ならびに身長のメーカー推奨値を記載し、かつ当該ブースターシートに適当な車両ベルトシステムと共にブースターを使用する方法を説明する文章を載せるものとする。説明書は、指示に従わない結果について説明しなければならない。説明書には、ブースターシートをタイプ II アセンブリーのラップベルト部分だけと共に使用することを推奨する場合には、当該アセンブリーのショルダーベルトの部分を幼児の後に置かなければならない旨を明記するものとする。

S5.7. *燃焼性*

幼児拘束装置に使用する各素材は、FMVSS No.302(§ 571.302)S4. の要件に適合するものとする。組込式幼児拘束装置の場合には、「使用中」も「収納中」も共に、FMVSS No.302 の S4. の要件を満たすものとする。

S5.8. *通知要件―登録書*

(a) 工場取付組込式拘束装置を除く各幼児拘束装置は、基準 213 の S6.1.2. に従ってダミーを当該装置に置いたときにそのダミーに接する表面上に、登録書を添付するものとする。

(b) *各登録書は*、

(1) ミシン目で案内カードから切取ることのできる葉書から成り、

(2) サイズ、内容、および書式が本節の図 9a および 9b に一致し、かつ、

(3) 厚さ 0.007in. 以上 0.0095in. 以下のものとする。

(c) 各葉書は、登録書を添付する幼児拘束装置の機種名または機種番号およ

び製造日付（年月）をあらかじめ記載し、購入者がその氏名および郵便宛先記入するスペースを設け、メーカー宛として、郵便料金受取人払とする。他の情報は葉書上には記載しないものとする。ただし、個々の幼児拘束装置を同機種名または同機種番号の他の装置と区別する表示情報は、図 9a に示すように、葉書の影の部分にあらかじめ印刷することができる。

S5.9 幼児拘束装置アンカレッジへの取付

(a) カーベッド、ハーネスおよびベルトポジショニングシートを除き、2002 年 9 月 1 日以降に製造される各アドオン幼児拘束装置は、規格 No.225（§ 571.225）に規定され、1998 年 10 月 23 日付けの図面パッケージ 100-1000 および補遺 A「シートベースの溶接物」（図面および材料明細書から成っている）に描かれた（参照により本規格に組み込まれる：§ 571.5 参照）幼児拘束装置アンカレッジの下部アンカレッジに当該装置をしっかりと固定することができる装置に恒久的に装着されたコンポーネントを有するものとする。

(b) 1999 年 9 月 1 日以降に製造される各幼児拘束装置であって、当該装置をテザーアンカレッジに装着するコンポーネントを有するものの場合、当該コンポーネントには、本規格の図 11 に規定された構成および寸法に適合するテザーフックを含むものとする。

(c) 1999 年 9 月 1 日以降に製造される各幼児拘束装置であって、当該装置をテザーアンカレッジまたは幼児拘束装置アンカレッジに装着するコンポーネントおよびベルトウェビングを有するものの場合、当該ベルトウェビングは、幼児拘束装置をしっかりと車両に固定できるように調整ができなければならない。

(d) 幼児拘束装置アンカレッジの下部アンカレッジに装着するためのフックの付いた装置を除き、各幼児拘束装置は、下部アンカレッジへの各取付具が完全に掛け金に掛かったか又は装着されたときに明確な音声による知らせを出すか、あるいはすべての取付具が下部アンカレッジの掛け金に完全に掛かったか又は装着されたときに明確な視覚表示を出すものとする。視覚表示の場合、通常の昼間の照明条件において知覚できるものとする。

S6. *試験条件および手順*

S6.1. *幼児拘束装置の動的試験*

動的試験には、S6.1.1. に記載する試験条件を適用する。動的試験のための試験手順は S6.1.2. に定める。S7. に定める試験用ダミーを、S9. に記す服装で、S10. に従った姿勢で試験見本（幼児拘束装置）の中に置く。

S6.1.1. *試験条件*

(a) *試験装置*

(1) アドオン幼児拘束装置用の試験装置は、3 座席位置を有する模擬車両ベンチシートから成る標準シートアセンブリーである。これは、1998 年 10 月 23 日付けの図面パッケージ SAS-100-1000 および補遺 A「シートベース溶接物」（図面と材料明細書から成っている）に記載されている（参照により本規格に組み込まれる：§ 571.5 参照）。このアセンブリーを動力学的試験台に取り付け、シートの中心 SORL が試験台の移動方向に平行になるようにし、かつ、アセンブリーの底部と試験台の間に動きが生じないようにする。

(2) 組込式幼児拘束装置用の試験装置は、特定の車体または特定の車両のいずれかである。

(i) 特定の車体

(A) 試験用に特定の車体を選ぶ場合には、それを動的試験台上に取付け、車

体の縦軸中心線が試験台の移動方向に平行になるようにし、かつ、車体の底部と試験台の間に動きが生じないようにする。調節可能なシートは、最前方位置と最後方位置の中間に調節位置にし、垂直方向に別に調節できる場合には、最下方位置にする。調整位置が最前方位置と最後方位置の中間にない場合には、中間点の後方のいちばん近い調節位置を用いる。調節可能なシートバックは、メーカーの公称設計乗車位置にする。公称位置が指定されていない場合には、シートバックは、試験用幼児用ダミーの頚部の縦軸中心線が垂直になり、かつ、計器付試験用ダミーを用いる場合には、車両内に置いた試験用ダミーの頭部および胸部の加速度計の表面が水平になる位置にする。車両シートに調節可能な頭部拘束装置が付いている場合には、各装置は最高調節位置に調節する。

(B) 試験台には、加速度計と、自動車技術会推奨規格 J211 JUN80、「衝突試験用計器」に定める 60Hz チャンネル級の周波数応答を有するデータ処理システムを取付ける。加速度計の感応軸は、試験台の移動方向に平行とする。

(ii) 特定の車両。組込式幼児拘束装置の場合には、組込装置を内蔵した特定の車両が、これに代わる試験装置である。この代替試験装置には、下記の試験条件を適用する。

(A) 車両の荷重は、無負荷車両重量プラス荷物室に固定した定格貨物および荷物許容重量プラス該当する試験用幼児ダミー、ならびに、メーカーの任意の選択により、50 パーセンタイルの成人ダミーとして前部外側座席位置に置いた、本篇パート 572 のサブパート B またはサブパート E の要件に適する試験用人体ダミーとする。パート 572 の試験用ダミーを置くようにと要求されている位置以外の座席位置の一つに組込式幼児拘束装置を取付ける場合には、(C) に定める正面バリア衝突においては、その座席位置に限り、パート 572 の試験用ダミーを適当な試験用幼児ダミーに代える。燃料タンクは容量の 90 ～ 95%のレベルまで満たす。

(B) 調節可能なシートは、最前方位置と最後方位置の中間の調節位置にし、垂直方向に別に調節できる場合には、最下方位置にする。調節位置が最前方点と最後方点の中間点にない場合には、中間点の後方のいちばん近い調節位置を用いる。

(C) 調節可能なシートバックは、メーカーの公称設計乗車位置にする。公称位置が指定されていない場合には、シートバックは、試験用幼児ダミーの頚部の縦軸中心線が垂直になり、かつ、試験用人体ダミーを用いる場合は、車両内に置いた試験用ダミーの頭部および胸部の加速度計の表面が水平になる位置とする。車両に調節可能なヘッドレストが付いている場合には、各ヘッドレストは最高調節位置に調節する。

(D) 可動車両ウィンドーおよび通気孔は、メーカーの選択により、完全閉止位置にする。

(E) コンバーティブルおよびオープン・ボディ式車両は、屋根がある場合には、それをきちんと取付けて、客室を閉じた形状にする。

(F) ドアは完全に閉め、ラッチするが、ロックはしない。

(G) 計器使用とデータ整理は、SAE J211 JUN80 に適合するものとする。

(b) 試験は、試験台による正面バリア衝突のシミュレーション、または § 571.208 の S5.1. に定める特定車両による正面バリア衝突であり、

(1) 試験形態 I は、図 2 に示す曲線内の試験台の加速による 48km/h の速度変化で実施する。あるいは、特定車両の試験については、48km/h の正面バリア衝突による減速で実施する。

(2) S6.1.2.1.2. に定める試験形態 II は、図 3 に示す曲線内の試験台の加速による 32km/h の速度変化で設定し、あるいは、特定車両の試験については、32km/h の正面バリア衝突による減速で実施する。

(c) 標準シートアセンブリー上に定めたシートベルト固定点（図 1A および 1B に示す）に、ベルトポジショニングシート以外のアドオン幼児拘束装置の場合にはタイプ 1 シートベルトアセンブリーを取り付け、ベルトポジショニングシートの場合はタイプ 2 シートベルトアセンブリーを取り付ける。これらのシートベルトアセンブリーは、基準 No.209（§ 571.209）

の要件に適合し、幅 2in. 以下のウェビングを備え、いかなる種類の巻取装置やリールも使わずに固定点に取り付ける。本基準の図 1A" および 1B" に図示したとおり、ベルトポジショニングブースターシート以外のアドオン幼児拘束装置の場合、標準シートアセンブリーに、基準 No.225（§ 571.225）の仕様に適合した幼児拘束装置アンカレッジを取り付ける。

(d) S6.1. による性能試験は、周囲温度 19 ～ 26 ° C、相対湿度 10 ～ 70% の間で行う。

(e) アドオン幼児拘束装置の場合には、拘束装置は、S5.6. に従ってメーカーが推奨する方向（たとえば前向き、後向き、または横向き）に向けて、S7. に定める試験用ダミーで試験をしたときに、各シートバック角度調節位置および拘束ベルトの各経路位置において、S5. の要件を満たすものとする。

S6.1.2. *動的試験手順*

(a) 下記のように、組込式幼児拘束装置を作動させるか、またはアドオン幼児拘束装置をシートアセンブリーに取付ける。

(1) 試験形態 I

(i) ベルトポジショニングシート以外の幼児拘束装置。
本基準に別段の規定がない限り、以下 S6.1.2(a)(1)(i)(A) ～ (D) に定められた要領のいずれかで幼児拘束装置を装着する。

(A) 幼児拘束装置を、S5.6.1 に基づき当該装置に添付されたメーカーの指示に従って、標準シートアセンブリーの中央着座位置に取り付ける。ただし、標準ラップベルトを使い、かつ、テザーストラップが添付されている場合はこれを使うことができる。

(B) 幼児用ハーネス、テザーストラップ付きのバックレス幼児拘束装置および身体障害を持つ幼児用に設計された拘束装置を除き、幼児拘束装置を S6.1.2(a)(1)(i)(A) のとおり標準シートアセンブリーの中央着座位置に取り付ける。ただし、テザーストラップ（またはその他の補足的装置）は使わないこと。

(C) 幼児拘束装置を、幼児拘束装置アンカレッジを使い、S5.6.1 に基づき当該装置に添付されたメーカーの指示に従って標準シートアセンブリーの中央着座位置に取り付ける。テザーストラップが添付されている場合は、テザーアンカレッジに装着する。

(D) 幼児拘束装置を、S6.1.2(a)(1)(i)(C) のとおり幼児拘束装置アンカレッジの下部アンカレッジのみを使って取り付ける。テザーストラップ（またはその他の補足的装置）は使わない。

(ii) ベルトポジショニングシート。
ベルトポジショニングシートは、標準車両ラップおよびショルダーベルトのみを使い、テザー（またはその他の補足的装置）は使わずに、S5.6.1 に基づき当該装置に添付されたメーカーの指示に従って、標準シートアセンブリーのいずれかの外側着座位置に取り付ける。

(iii) 組込式幼児拘束装置の場合、S5.6.2 に従って添付されたメーカーの指示に従って、特定車両シェルまたは特定車両において拘束装置を作動させる。

(2) 試験形態 II

(i) S5.2.2.2. に記した固定面または可動面を備えた各アドオン幼児拘束装置、または上部アンカレッジストラップ付バックレス幼児拘束装置の場合には、標準シートラップベルトだけを用いて、標準シートアセンブリーの中央座席位置にアドオン幼児拘束装置を取付け、標準シートに固定する。

(ii) S5.2.2.2. に記した固定面または可動面のある各組込式幼児拘束装置または上部アンカレッジ・ストラップの付いた組込式ブースター・シートの場合には、S5.6.2. に基づいて定められているメーカーの指示に従って、特定の車体または特定の車両内の当該装置を作動させる。

(b) S5.5. に従って当該装置の使用が推奨されている身長と体重をもつ幼児用の装置を試験するために、S7. に定められている任意のダミーを選定す

る。S7. と S9. および本章パート 572 の該当条項に定めるとおりに、このダミーを組立て、衣服を着せ、準備をととのえる。

(c) 幼児拘束装置にダミーを置く。その位置を調節し、該当する場合には、S10. に従って幼児拘束ベルトを取り付ける。

(d) *ベルトの調節*

(1) ベルトポジショニングシート以外のアドオン装置

(i) 該当する場合には、ダミーを直接拘束するショルダーベルトと骨盤ベルトを下記のとおりに調節する。各ダミーの肩の上端でウェビングにまたトルソの中央矢状面のどちらかの側に50mmの所で骨盤ウェビングに(図 5 に示すように) 9N の力を加えた時に、ウェビングがダミーから引っ張られる距離が 7mm になるまで、ベルトを締めつける。

(ii) アドオン幼児拘束装置を標準シートアセンブリーに取り付けるのに用いるタイプ I ベルトシステムはすべて、追加固定ベルト（つなぎ綱）が装備されている場合にはそれも併せて、ベルトのウェビング部分で使用するロードセルで測定して張力が 53.5N 以上、67N 以下になるように締めつける。

(iii) 幼児拘束装置をテザーアンカレッジに取り付けるとき、および幼児拘束装置アンカレッジを標準シートアセンブリーに取り付けるときは、拘束装置を標準シートアセンブリーに装着するために使われるベルトシステムのすべてを、ベルトのウェビング部分で使用するロードセルまたはその他の適切な手段で測定して張力が 53.5N 以上、67N 以下になるように締め付ける。

(2) アドオン式ベルトポジショニングシート

(i) 幼児拘束装置を標準シートアセンブリーに取り付けるのに用いるタイプ II ベルトシステムのラップ部分は、ベルトのウェビング部分で使用するロードセルで測定して張力が 53.5N 以上、67N 以下になるように締めつける。

(ii) ダミーを拘束するのに用いるタイプ II ベルトシステムのショルダー部分は、ベルトのウェビング部分で使用するロードセルで測定して張力が 9N 以上、18N 以下になるように締めつける。

(3) 組込式幼児拘束装置

(i) ダミーを組込式幼児拘束装置に固定するのに用いるタイプ II ベルトシステムのラップ部分は、ベルトのウェビング部分で使用するロードセルで測定して張力が 53.5N 以上、67N 以下になるように締めつける。

(ii) 幼児を固定するのに用いるタイプ II ベルトシステムのショルダー部分は、ベルトのウェビング部分で使用するロードセルで測定して張力が 9N 以上、18N 以下になるように締めつける。

(iii) ダミーを直接拘束するショルダーベルト（タイプ II 車両ベルトシステムのショルダー部分を除く）と骨盤ベルトが装備されている場合、また S10. に基づいて幼児拘束ベルトを取り付けるのが適当である場合には、下記のとおりに調節する。各ダミーの肩の上端でウェビングに、またトルソの中央矢状面のどちらかの側に 50mm の所で骨盤ウェビングに（図 5 に示すように）9N の力を加えた時に、ウェビングがダミーから引っ張られる距離が 7mm になるまで、ベルトを締めつける。

(e) テストプラットホームを加速し、試験形態 I または II の該当する方に従って前面衝突をシミュレートする。

(f) S5.1. の要件に適合しているかどうかを判定する。

S6.2. *バックル解除試験手順*

どの幼児拘束装置に使用されるベルト・アセンブリーのバックルも、S6.2.1. から S6.2.4. に従って試験するものとする。

S6.2.1. S6.1. に定める試験を行う前に、荷重を加えたバックルを硬く平らな水平面に置く。バックルのベルトの各先端には次のようにあらかじめ荷重をかけるものとする。バックルのアンカー端には、バックルから遠ざかる方向で 9N の力を負

荷する。1 個のラッチ・プレートを止めるように設計されているバックルの場合には、そのバックルのベルトのラッチ・プレートの先端に、バックルから遠ざかる方向で 9N の力をあらかじめ負荷する。2 個以上のラッチ・プレートを止めるように設計されているバックルの場合には、そのバックルのベルトのラッチ・プレートの各先端には、バックルから遠ざかる方向で、総計 9N になるような等量の負荷を加えるものとする。押ボタン式バックルの場合には、解除力は円錐面で加えるものとする（円錐角は 90 ° 以下）。固定エッジの付いた押ボタン式解除メカニズム（図 7 では「ヒンジ・ボタン」と言う）の場合は、固定エッジの真向かいの可動エッジから 3mm 離れたボタンの中心線上に、最大解除効力が生じる方向で、解除力を加えるものとする。固定エッジのない押ボタン式解除メカニズム（図 7 では「フローティング・ボタン」と言う）の場合には、解除メカニズムの中心に、最大解除効力を生じる方向で、解除力を加える。その他の解除メカニズムの場合はすべて、バックル・レバーまたはフィンガー・タブの中心線上に、最大解除効力を生じる方向で、解除力を加える。バックルを解除するのに要する力を測定する。図 7 は、各種バックルに対する負荷と、解除力を加えるべき点を示すものであり、図 8 は、押ボタン式バックルに解除力を加えるために用いる円錐面を示すものである。

S6.2.2. S6.1. に定める試験が終了した後、バックルのラッチが外れない前に、試験用ダミーの各手首および各足首に、ベルトをしたダミーと幼児拘束装置の妨げにならないように、図 4 に示すとおり自動調節スリングを結びつける。

S6.2.3. 幼児拘束装置内に拘束されているダミーに結びつけたスリングを引張り、新生児ダミーで試験する装置については 50N、9ヶ月児ダミーで試験する装置については 90N、3 歳児ダミーで試験する装置については 200N、または 6 歳児ダミーで試験する装置については 270N の力を加える。この力は図 4 に示す方法で、下記のように加える。

(a) *アドオン幼児拘束装置*
カーベッド以外のアドオン幼児拘束装置の場合には、標準シートのSORLに平行に、水平にスリングを引張って、所定の力を加える。カーベッドの場合には、スリングを垂直に引張って力を加える。

(b) *組込式幼児拘束装置*
カーベッド以外の組込式幼児拘束装置の場合には、特定の車体または特定の車両の縦方向の中心線に平行にスリングを引張って力を加える。カーベッドの場合には、スリングを垂直に引張って力を加える。

S6.2.4. S6.2.3. に定める力を加え、押ボタン式バックルには図 8 に示す装置を使用しながら、当該型式のバックルについて S6.2.1. に定めた場所と方法で解除力を加える。バックルを解除するのに要した力を測定する。

S6.3. 頭部衝撃保護―エネルギー吸収材の試験手順

S6.3.1. 米国試験材料協会（ASTM）規格 D1056 － 73、“ Standard Specification for Flexible Cellular Materials-Sponge or Expanded Rubber ”、または D1564 － 71 “ Standard Method of Testing Flexible Cellular Materials-Slab Urethane Foam ”、または D1565 － 76 “ Standard Specification for Flexible Cellular Materials-Vinyl Chloride Polymer and Copolymer Open-cell Foams ”に記された、該当する 25% 圧縮―歪み試験に従って、S5.2.3. に適合するのに使用するエネルギー吸収材の試料を準備し、試験する。

S7. ***試験用ダミー***

（本項で参照するサブパートは本章パート 572 のサブパートである。）

S7.1. *ダミーの選定*

(a) 体重 5kg 以下の幼児全員が含まれる所定の体重域の幼児用、または身長 650mm 以下の幼児全員が含まれる所定の身長域の幼児用として、S5.5. に基づいてメーカーが推奨する幼児拘束装置は、パート 572 サブパート K に適合する試験用新生児ダミーで試験する。

(b) 体重 5kg 超、10kg 以下の幼児全員が含まれる所定の体重域の幼児用、または身長 650mm 超、850mm 以下の幼児全員が含まれる所定の身長域の幼児用として、S5.5. に基づいてメーカーが推奨する幼児拘束装置は、パート 572 サブパート K に適合する試験用新生児ダミーおよびパート 572 サブパート J に適合する試験用 9ヶ月児ダミーで試験する。

(c) ブースターシートを除き、体重 10kg 超 18kg 以下の幼児全員が含まれる所定の体重域の幼児用、または身長 850mm 超、1,100mm 以下の幼児全員が含まれる所定の身長域の幼児用として、S5.5. に基づいてメーカーが推奨する幼児拘束装置は、パート 572 サブパート J に適合する試験用 9ヶ月児ダミーおよびパート 572 サブパート C ならびに S7.2. に適合する試験用 3 歳児ダミーで試験する。ただし、ブースターシートの試験には 9ヶ月児ダミーを使用しない。

(d) 体重 18kg 超の幼児全員が含まれる所定の体重域の幼児用、または身長 1,100mm 超の幼児全員が含まれる所定の身長域の幼児用として、S5.5. に基づいてメーカーが推奨する幼児拘束装置は、パート 572 のサブパート I に適合する 6 歳児ダミーで試験する。

(e) S7.1. の前記の二つ以上の条項の規準に適合する幼児拘束装置は、当該条項に定める各試験用ダミーで試験する。

S7.2. *3 歳児ダミー頭部*

1993 年 9 月 1 日発効。本ダミーは、本章セクション 572.16(a)(1) に定める頭部アセンブリーを使って組立てる。

S8. ***航空機で使用するために製造される幼児拘束装置の要件、試験条件および手順***

自動車と航空機の両方で使用するために製造する各幼児拘束装置は、S5. に定める要件の該当するものすべておよび S8.1. と S8.2. に定める追加要件に適合しなければならない。

S8.1. *取付説明書*

航空機で使用するために製造する各幼児拘束装置には、航空機乗客シートへの当該装置の取付方法、航空機に取付けた場合に幼児を安全に着座させる方法、および当該幼児にあわせて装置を調節する方法について、図面とあわせて順次説明する英文説明書を添付するものとする。

S8.2. *逆転試験*

航空機で使用するために製造した各幼児拘束装置は、S8.2.1. から S8.2.5. に従って試験したときに、S8.2.1. から S8.2.6. の要件を満たすものとする。メーカーは任意の選択により、S4. の意味における代表的な航空機乗客用シートであれば、いかなるシートも使用することができる。各装置は、S8.1. に従って製造者が推奨する方向（たとえば前向き、後向き、または横向き）に向けて、S7. に定める試験用ダミーで試験したときに、拘束装置の各シートバック角度調節位置および拘束ベルトの各経路位置において、要件を満たすものとする。拘束装置のシートバック角度を任意の位置に調節する場合に、航空機内の拘束装置の向きに関する説明がメーカーの推奨に記載されていないときには、航空機の拘束装置の位置は、自動車の拘束装置の向きに関する説明書（S5.6. に基づいて作成されるもの）に従うものとする。

S8.2.1. 代表的航空機乗客用シートから成る標準シートアセンブリーは、その水平定位、垂直定位およびシートバックの角度が図 6 に示すとおりになるように、位置を決定し、調節するものとする。

S8.2.2. 幼児拘束装置は、メーカーの任意の選択により、連邦航空局が認可したいずれかの航空機安全ベルトを使用して、航空機シートへの拘束装置の取付けに関する拘束装置製造者の説明書に従って、代表的航空機乗客用シートに取付けるものとする。補助アンカレッジ・ベルトや束縛用ストラップを取付けることはできない。但し、連邦航空局が認可した延長安全ベルトは使用することができる。

S8.2.3. S7. に定めるダミーを、S5.5. および S8.1. に基づき当該拘束装置を推奨されている身長と体重をもつ幼児が使用する装置の試験用として、S10. に従って幼児拘束装置の中に置く。

S8.2.4. ダミーを直接拘束する肩部および腰部ベルトがあれば、それを S6.1.2. に従って調節する。

S8.2.5. 代表的航空機乗客用シートと幼児拘束装置と試験用ダミーを組合わせそれを、航空機シートの着座面部分の二等分垂直横断面内にありかつシート・フレームの下端から 25mm 下にある水平軸を回転軸として、毎秒 35 ° から 45 ° の速度で、前方に 180 ° の角度まで回転させる。その角度に達したら、回転を止め、その位置で 3 秒間保持する。この回転中または 3 秒間の期間中に、幼児拘束装置は航空機安全ベルトから脱落せず、ダミーも幼児拘束装置から脱落しないものとする。所定の回転速度は 0.5 秒以上、1 秒以内に達成するものとし、回転している組合わせは 0.5 秒以上、1 秒以内に停止するものとする。

S8.2.6. S8.2.1. から S8.2.4. に定める手順を繰返す。代表的航空機乗客用シートと幼児拘束装置と試験用ダミーの組合わせを、航空機シートの着座面部分の二等分垂直縦断面内にありかつシート・フレームの下端から 25mm 下にある水平軸を回転軸として、毎秒 35 ° から 45 ° の速度で、側方に 180 ° の角度まで回転させる。その角度に達したら、回転を止め、その位置で 3 秒間保持する。この回転中または 3 秒間の期間中に、幼児拘束装置は航空機安全ベルトから脱落せず、ダミーも幼児拘束装置から脱落しないものとする。所定の回転速度は 0.5 秒以上、1 秒以内に達成するものとし、回転している組合わせは 0.5 秒以上、1 秒以内に停止するものとする。

S9. *ダミーの衣服と準備*

S9.1. *衣服の種類*

(a) *新生児ダミー*
本基準に基づく試験に使用する場合には、ダミーは衣服をつけない。

(b) *9ヶ月児ダミー*
本基準に基づく試験に使用する場合には、ダミーはポリエステルとコットンのタオル地のサイズ 1 のシャツとサイズ 1 の長ズボンを着用し、衣服の総重量は 0.136kg である。

(c) *3 歳児および 6 歳児ダミー*
本基準に基づく試験に使用する場合には、ダミーは以下の衣服を着用する。サーマルニット、ワッフル織のポリエステルとコットンの下着または同等のもの、重さ 0.090kg のサイズ 4 の長袖シャツ（3 歳児ダミー）またはサイズ 5 の長袖シャツ（6 歳児ダミー）、重さ 0.090kg、サイズ 4 の長ズボンで膝のターゲットが見えるように膝の上で切ったもの、重さが合計 0.453kg のサイズ 7M のスニーカー（3 歳児ダミー）またはサイズ 12 1/2M のスニーカー（6 歳児ダミーで、トーキャップがゴム製、表甲がダクロンとコットンまたはナイロン製のもの。

S9.2. *衣服の準備*

靴以外の衣服は、71 ° C から 82 ° C で機械洗いし、49 ° C から 60 ° C で 30 分間機械乾燥する。

S9.3. *ダミーの準備*

本基準に基づく試験に使用する前に、ダミーは、周囲温度 19 ° C から 25.5 ° C、相対湿度 10% から 70% の間の条件下に 4 時間以上置かなければならない。

S10. ***ダミーの着座と装置ベルトの取付け***

S10.1. *カーベッド*

試験用ダミーを、仰向けの姿勢で、アドオンカーベッドの場合には中央矢状面を標準シートアセンブリーに垂直にしてカーベッドに置く。または組込式カーベッドの場合には、特定車体または特定車両の縦軸に垂直に置く。カーベッド内のダミーの位置は、ベッドメーカーが S5.6. に従ってベッドに添する幼児の着座に関する説明書に従う。

S10.2. *カーベッド以外の拘束装置*

S10.2.1. *新生児ダミーおよび9ヶ月児ダミー*

S5.6.1. または S5.6.2. に基づきメーカーが当該装置に添付した幼児着座説明書に従って、試験用ダミーを着座させ、下記に適合させる。

(a) 試験用 9ヶ月児ダミーを幼児拘束装置に置く前に、ダミーを水平面上で仰臥させ、手を胴の中央に置いてダミーの胴部が動かないようにしながら、ダミーの足を 90 ° もち上げて、脚を上方に回転させる。次にゆっくり脚を放す。但し、水平面まで戻らないようにする。

(b)

(1) 前向き幼児拘束装置を試験する場合には、試験用 9ヶ月児ダミーを、胴部を直立させたままで当該装置の設計着座面に接触させ、頭部の中央矢状面を

(i) アドオン幼児拘束装置の場合には、標準シートアセンブリーの中心SORLと一致させ、あるいは、

(ii) 組込式き幼児拘束装置の場合には、特定車体または特定車両の縦軸中心線に垂直で、かつ平行にした状態で、当該装置の着席位置に着座させる。

(2) 後向き幼児拘束装置の場合には、新生児または 9ヶ月児ダミーを、幼児拘束装置に置き、その胴部の背面を当該装置のバックサポート面に接触させる。S5.2.2.2. に記した固定面または可動面のある幼児拘束装置を試験形態 II の条件下で試験する場合には、幼児拘束ベルトが固定面または可動面の不可欠の一部でない限り、それを取付けることはしない。その他のすべての幼児拘束装置、ならびに、固定面または可動面のある幼児拘束装置を試験形態 I の条件下で試験する場合には、S6.1.2. に定めるように、該当するすべての幼児拘束ベルトを取付けて締めつける。S6.1.2. に定めるように、該当するすべての車両ベルトを取付けて締めつける。各可動面をS5.6.1. またはS5.6.2. に基づき添付されているメーカーの説明書どおりの位置にする。ダミーの頭部が適切な位置に保持されない場合は、一重の 6mm 幅紙製マスキングテープをダミーの顔面中心を通るように貼り、頭部を装置のシートバック表面の前方にテープで固定するものとする。

(c)

(1)

(i) 前向き幼児拘束装置を試験する場合には、試験用 9ヶ月児ダミーの両腕を垂直方向に上にできるだけ遠くまで伸ばす。9ヶ月児ダミーの両脚を水

平方向に前にできるだけ遠くまで伸ばし、両足を下脚部の中心線に対して垂直にする。面積 2580 平方 mm の平らな正方形面を使って、下記に対して垂直に 178N の力を加える。

(A) アドオン装置の場合には、標準シートアセンブリーの背面、または、

(B) 組込式装置の場合には、特定車体または特定車両の車両シートバック。最初は、ダミーの股部、次にダミーの中央矢状面上の胸部。S5.2.2.2. に記した固定面または可動面のある幼児拘束装置を試験形態 II の条件で試験する場合には、幼児拘束ベルトが固定面または可動面と一体になった部品でないかぎり、これを取り付けることはしない。その他のすべての幼児拘束装置については、また固定面や可動面のある幼児拘束装置を試験形態 I の条件で試験する場合には、該当するすべての幼児拘束ベルトを取り付けて、S6.1.2. に定めたとおりに締めつける。該当するすべての車両ベルトを取り付けて、S6.1.2. に定めたとおりに締めつける。S5.6.1. または S5.6.2. に基づいて添付されている説明書どおりに、各可動面の位置を調整する。

(ii) 本節 (c)(1)(i) 項に定めた手順を行なった後、ダミーの中央矢状面に平行な平面上でダミーの各四肢を下方に回転させ、アドオン装置の場合には幼児拘束装置またはを標準シートアセンブリーの表面か、または組込式装置の場合には特定車体または特定車両の表面か、どちらか該当する方に接触するようにする。必要ならば四肢の位置を調整して、その位置が S6. に基づいて行う試験中のトルソと頭部の動きを妨げないようにする。

(2) 後向き幼児拘束装置を試験する場合には、新生児および 9ヶ月児ダミーの両腕を垂直に上にあげ、次にそれぞれの腕をダミーの下半身に向けて下へ回転させ、アドオン幼児拘束装置の場合には当該幼児拘束装置または標準シートアセンブリーの表面か、または組込式幼児拘束装置の場合には特定車体または特定車両の表面に接触するようにする。当該装置またはそれを標準シートアセンブリーや特定車体または特定車両に固定するために使用するベルトの一部が、下方以外の方向への腕の動きを制止しないようにする。

S10.2.2. *試験用 3 歳児および 6 歳児ダミー。*

S5.6.1. または S5.6.2. に基づきメーカーが当該装置に添付した幼児着座説明書に従って、試験用ダミーを着座させ、下記に適合させる。

(a) 試験用ダミーの胴部を直立させたままで当該装置の設計着座面に接触させて、頭部の中央矢状面を

(1) アドオン幼児拘束装置の場合には､標準シートアセンブリーの中心SORLと一致させ、あるいは

(2) 組込式幼児拘束装置の場合には、特定車両の縦方向の中心線に垂直に、かつ、平行に、ダミーを当該装置の着席位置に着座させる。

(b) 試験用ダミーの両腕を垂直方向に上へできるだけ遠くまで伸ばす。ダミーの両脚を水平方向に前へできるだけ遠くまで伸ばし、足を下脚部の中心線に対して直角にする。

(c) 面積 2,580mm^2 の平らな正方形面を使って､下記に対して垂直に 178N の力を加える。

(1) アドオン幼児拘束装置の場合には、標準シートアセンブリーの背面、または、

(2) 組込式幼児拘束装置の場合には、特定車体または特定車両の車両シートのバックで、最初は、ダミーの股部に当たる部分、次に中央矢状面内の胸部に当たる部分。S5.2.2.2. に記した固定面または可動面のある幼児拘束装置を、試験形態 II の条件下で試験する場合には、幼児拘束ベルトが固定面または可動面の不可欠部分でない限りそれを取付けることはしない。その他のすべての幼児拘束装置、ならびに、固定面または可動面のある幼児拘束装置で、試験形態 I の条件下で試験する場合には、S6.1.2. に定めるように、該当するすべての幼児拘束ベルトを取付けて締めつける。各可動面を、S5.6.1. または S5.6.2. に基づき添付されているメーカー

の説明書のとおりの位置にする。

(d) 本節 (c) 項に定めた手順を行なった後、ダミーの中央矢状面に平行な平面上でダミーの各四肢を下方に回転させ、アドオン装置の場合には幼児拘束装置または標準シートアセンブリーの表面か、または組込式装置の場合には特定車体または特定車両の表面か、どちらか該当する方に接触するようにする。必要ならば四肢の位置を調整して、その位置が S6. に基づいて行う試験中のトルソと頭部の動きを妨げないようにする。

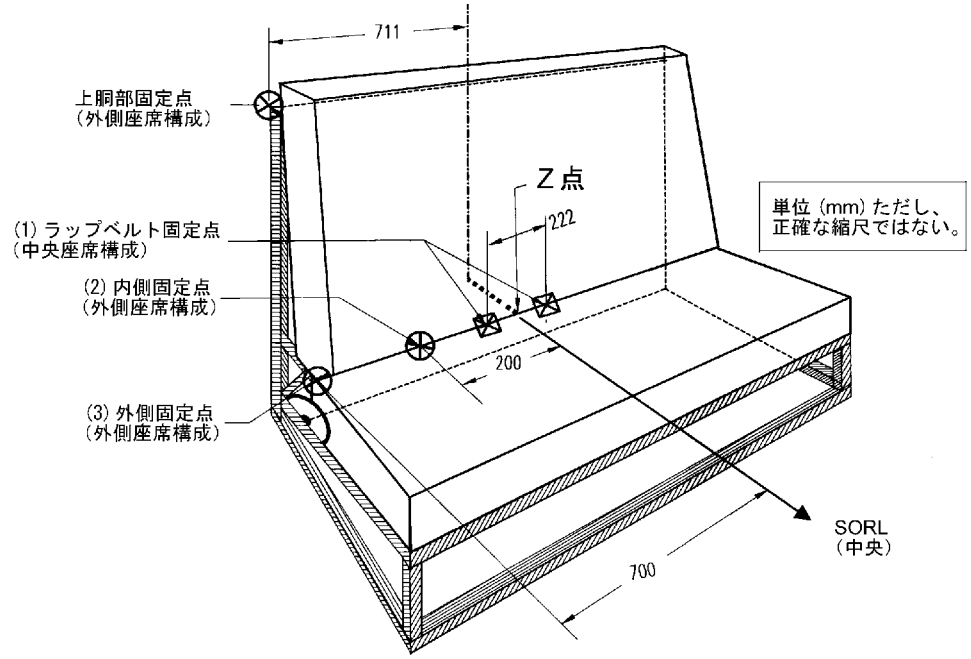

注

(1) ラップベルト固定点は、中央 SORL に関して対称である。

(2) 座席湾曲部からバックルの端までの最大距離は 175mm である。

(3) 外側固定点は、中央 SORL から 700mm の位置である。

図 1A 標準シートアセンブリー上の座席方位基準線およびベルト固定点の位置

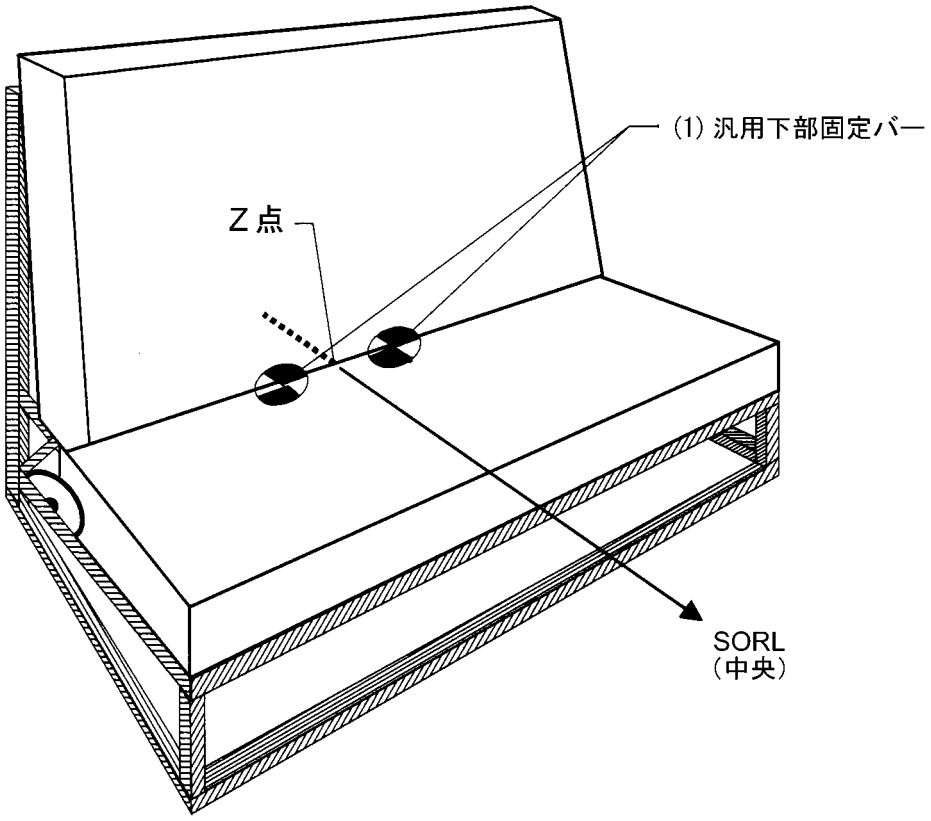

注

(1i)　汎用下部固定バー、直径 6mm、長さ 25mm

(1ii)　シートアセンブリーの中心における垂直面下部保持 SORL と両汎用固定バーの中心との間の横断水平距離は 140mm

図 1A' 標準シートアセンブリー上の座席方位基準線および汎用幼児拘束装置アンカレッジの位置

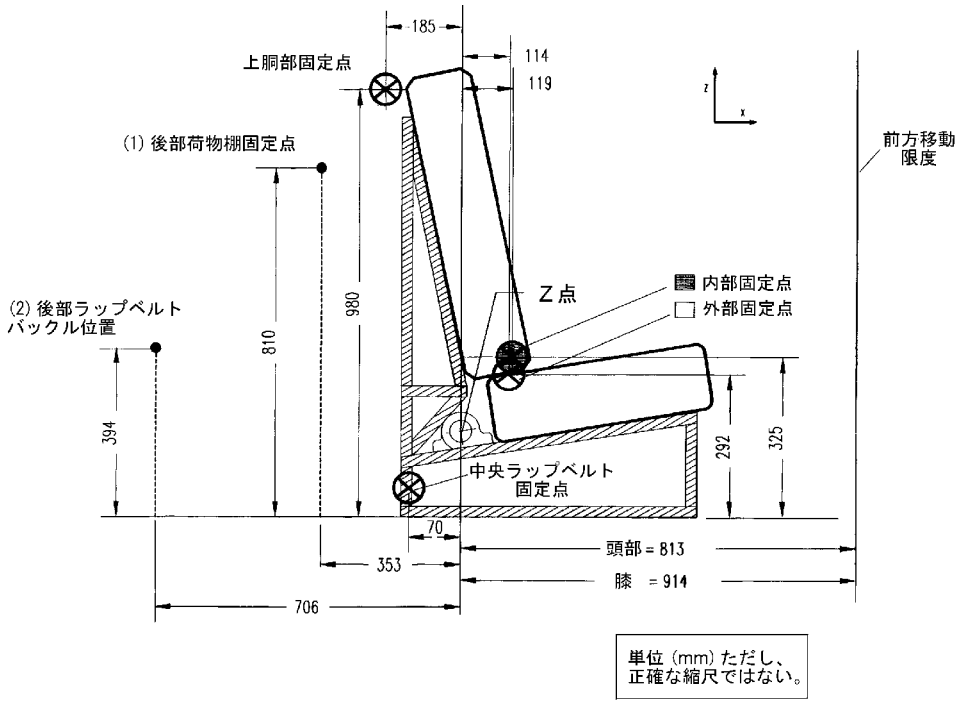

注

(1) 図 1A に示す中央 SORL の右または左 544mm に位置する後部荷物棚上の固定点

(2) 図 1A に示す中央 SORL の右または左 178mm に位置する後部ラップベルトバックル

図 1B 標準シートアセンブリー上のベルト固定点と前方移動限度の位置

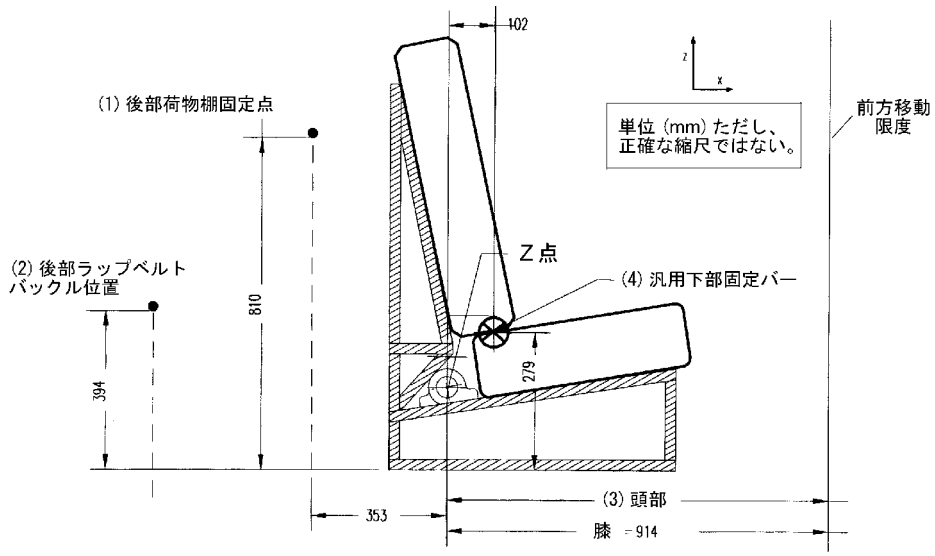

注

(1) 図 1A' に示す中央 SORL の右または左 544mm に位置する後部荷物棚上の固定点

(2) 図 1A' に示す中央 SORL の右または左 178mm に位置する後部ラップベルトバックル

(3) 頭部移動限度：(i) テザーを装着した場合は 720mm、(ii) テザーを装着しない場合は 813mm

(4) Z 点の前方 102mm および床面から情報 279mm に位置する汎用下部アンカーバー

図 1B' 標準シートアセンブリー向け幼児拘束装置アンカレッジおよび前方移動限度の位置

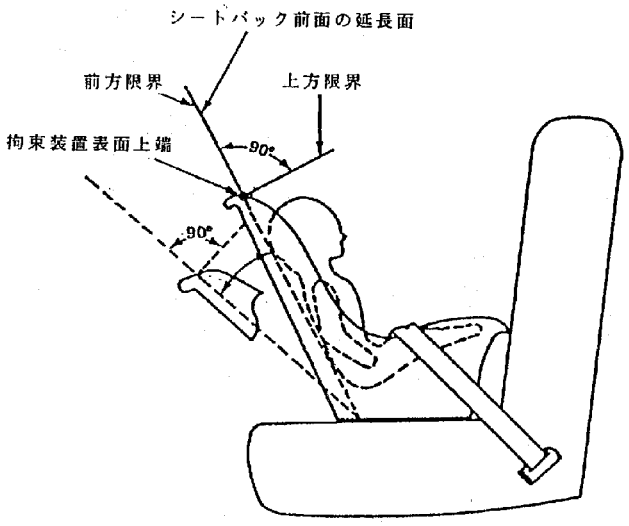

注：図示した限界は動力学的試験中には移動する。

図 1C 後向き幼児拘束装置における頭部の前方および上方移動限界

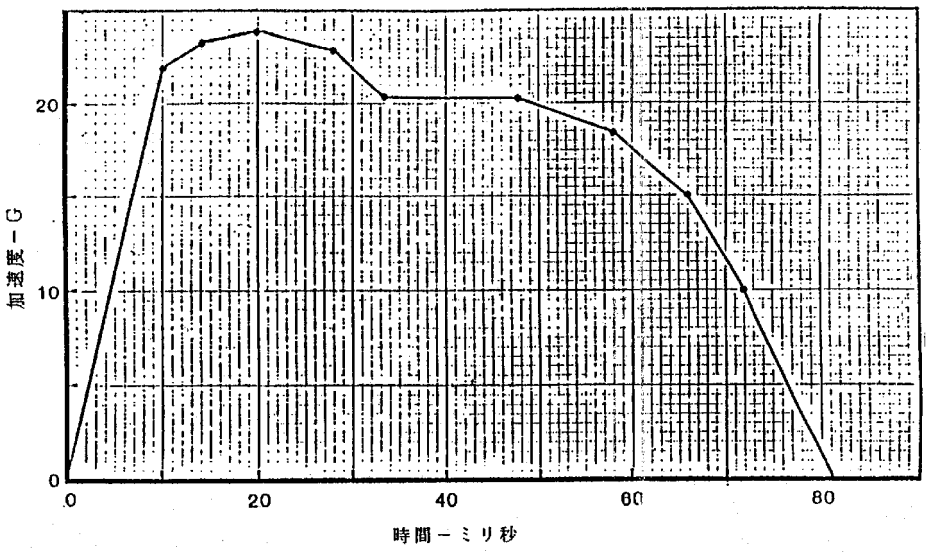

図 2　ΔV ＝ 30MPH の場合の加速度関数

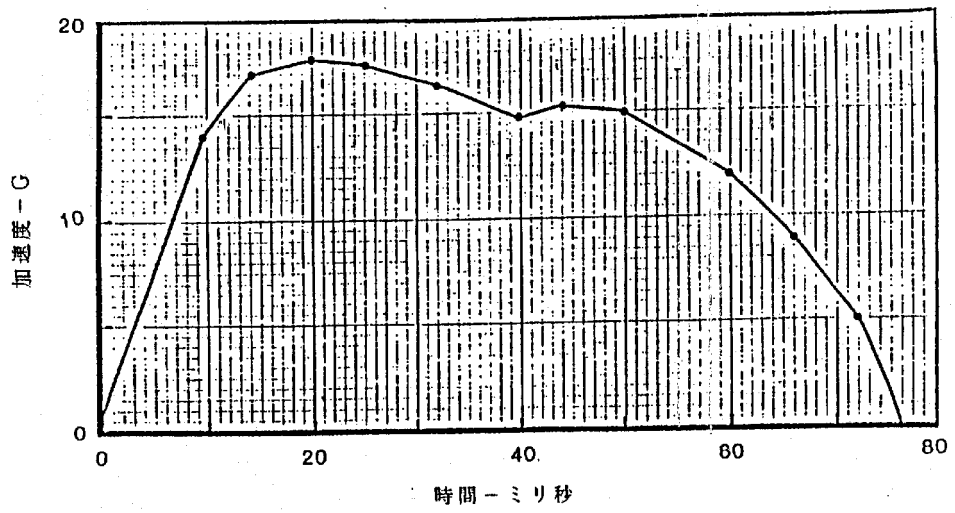

図３　ΔＶ＝ 20MPH の場合の加速度関数

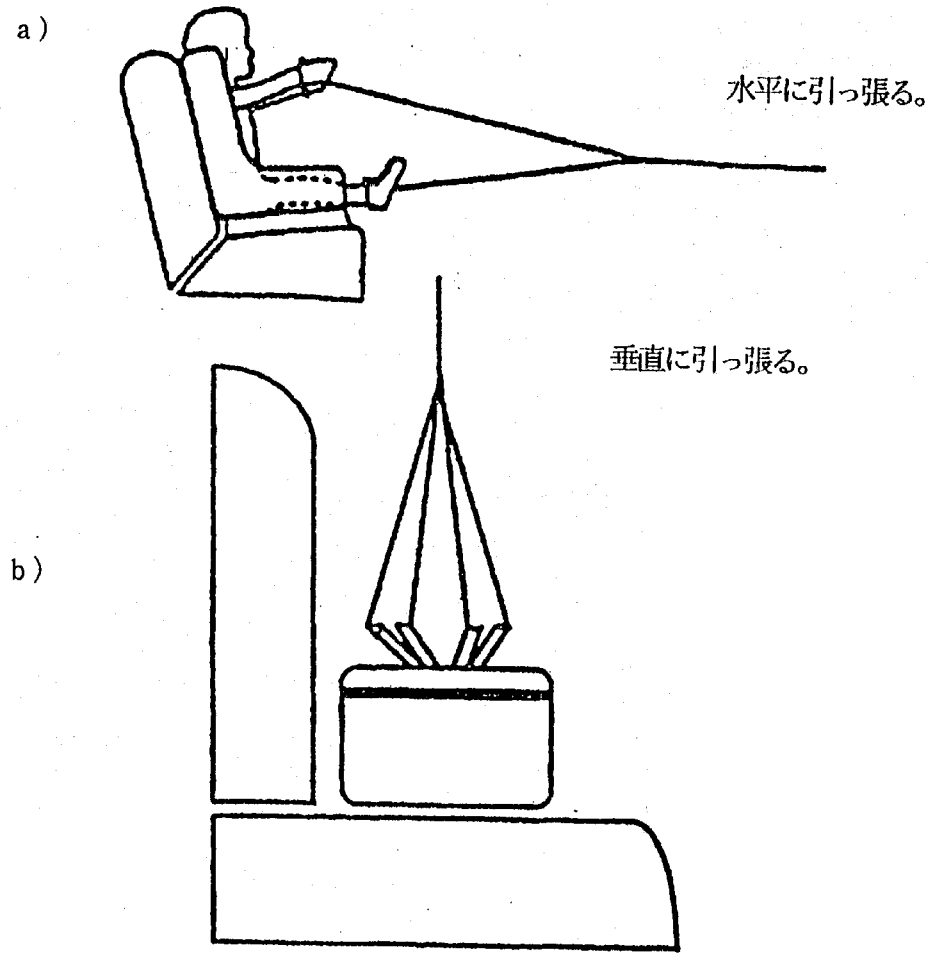

図４　バックル・リリース試験

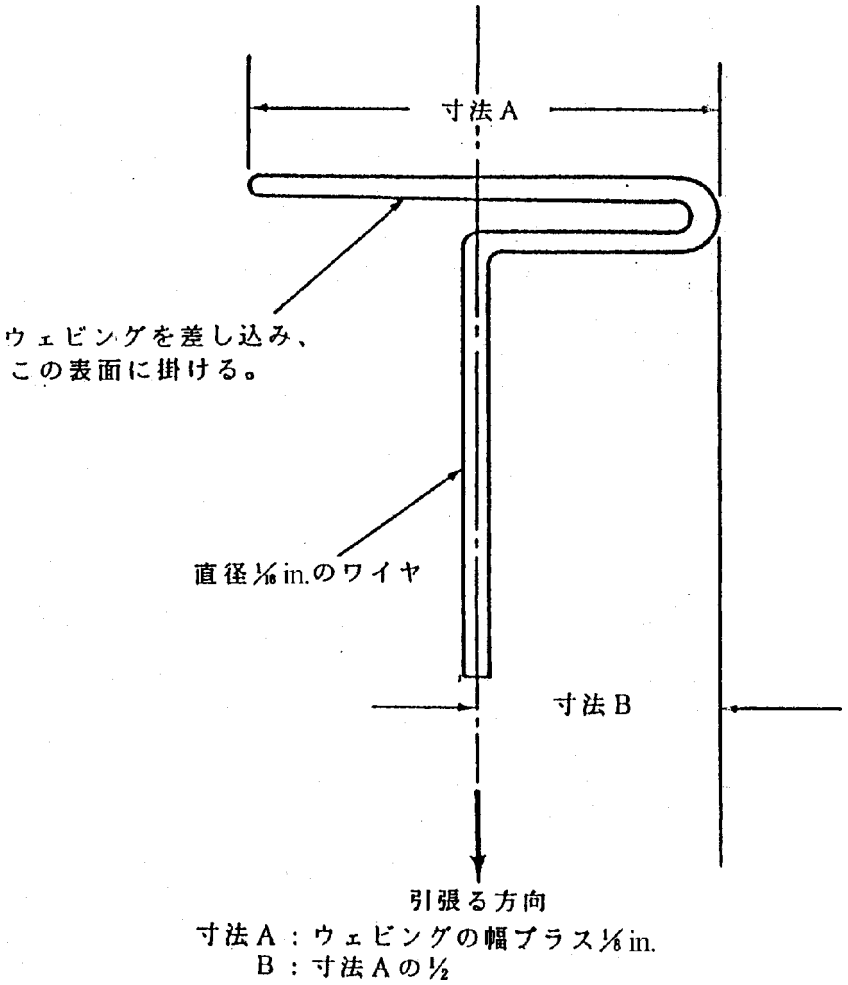

寸法A：ウェビングの幅プラス1/8 in.
B：寸法Aの1/2

図5　ウェビング引張り装置

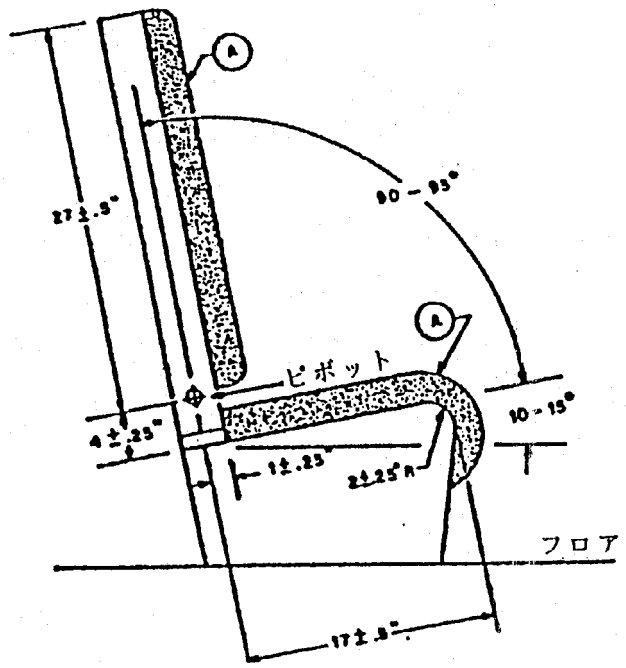

「A」は、厚さ 0.020in. のアルミニウム盤の上に、厚さ 2in. から 3in.、密度 1ft^3 あたり 1.5 から 2.0lb. のポリウレタン・フォームをかぶせ、12 から 14oz. のマリン・キャンバスでおおったものである。アルミニウム盤は幅 20in. で各サイドを硬い構造物で支えている。シートバックは、長方形のフレームをアルミニウム板でおおったもので、重さは 14 から 15lb.、質量の中心はシート・ピボット軸の 13 から 16in. 上方にある。シート・ピボット軸のまわりでの質量慣性モーメントは、195 から 220oz.・in.・秒^2 である。シートバックはピボットを軸にして前方へ自由に折りたためるが、後方への動きは止め具で防止されている。乗客用安全ベルトの固定点は 21 から 22in. の間隔で、シート・ピボット軸の直線上にある。

図 6　模擬航空機乗客用シート

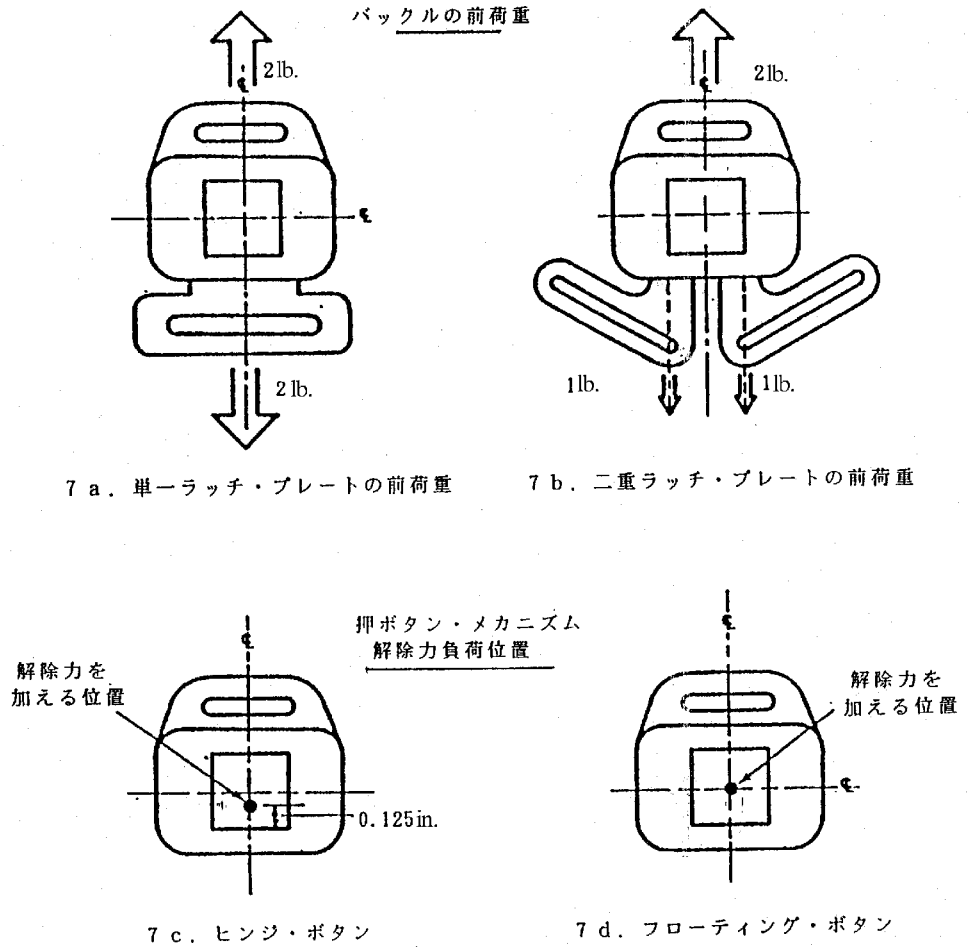

7 a．単一ラッチ・プレートの前荷重　　7 b．二重ラッチ・プレートの前荷重

7 c．ヒンジ・ボタン　　7 d．フローティング・ボタン

図7　衝突前バックル解除力試験機構

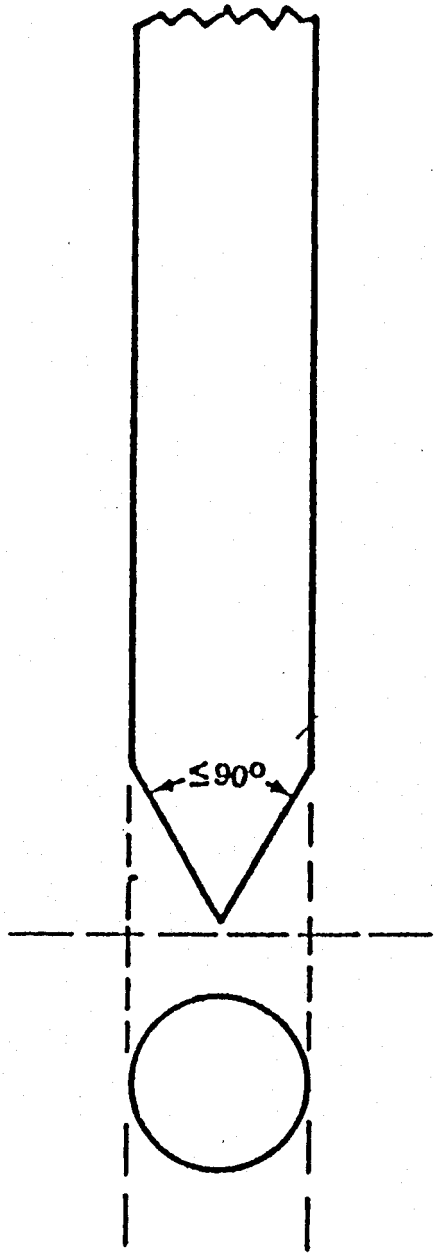

図 8　解除力負荷装置―押ボタン式バックル

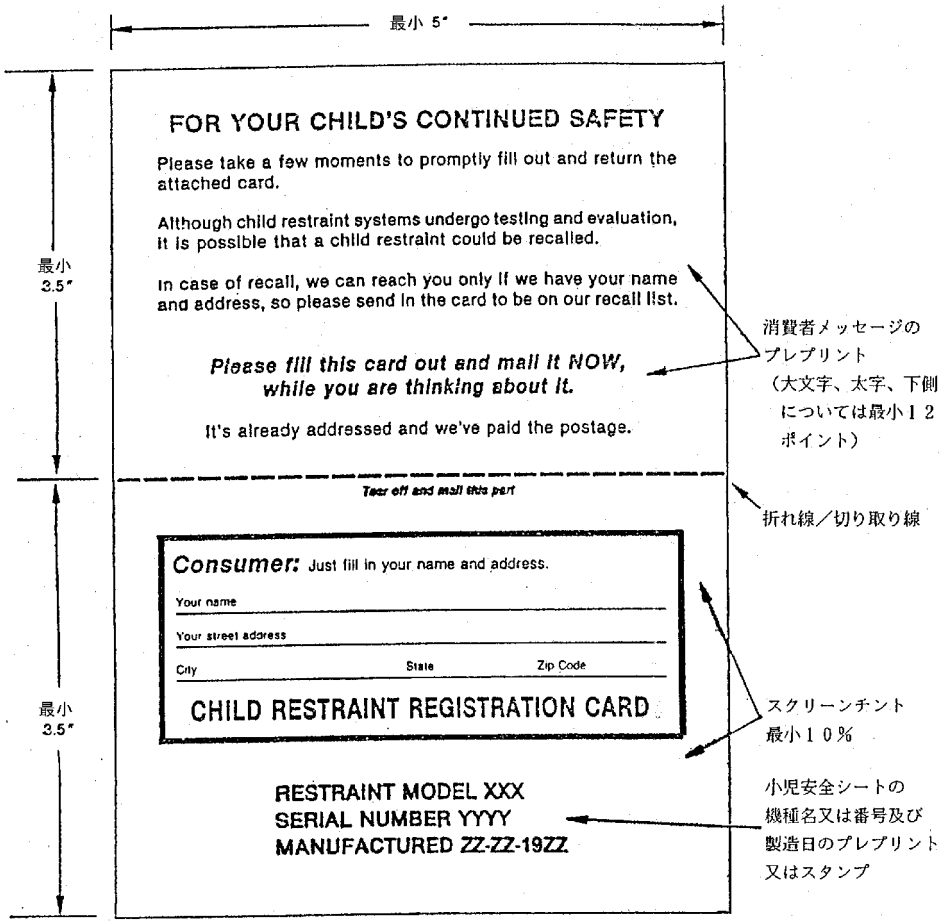

図 9a　小児拘束装置用登録書－製造証明ナンバーと購入者情報の面

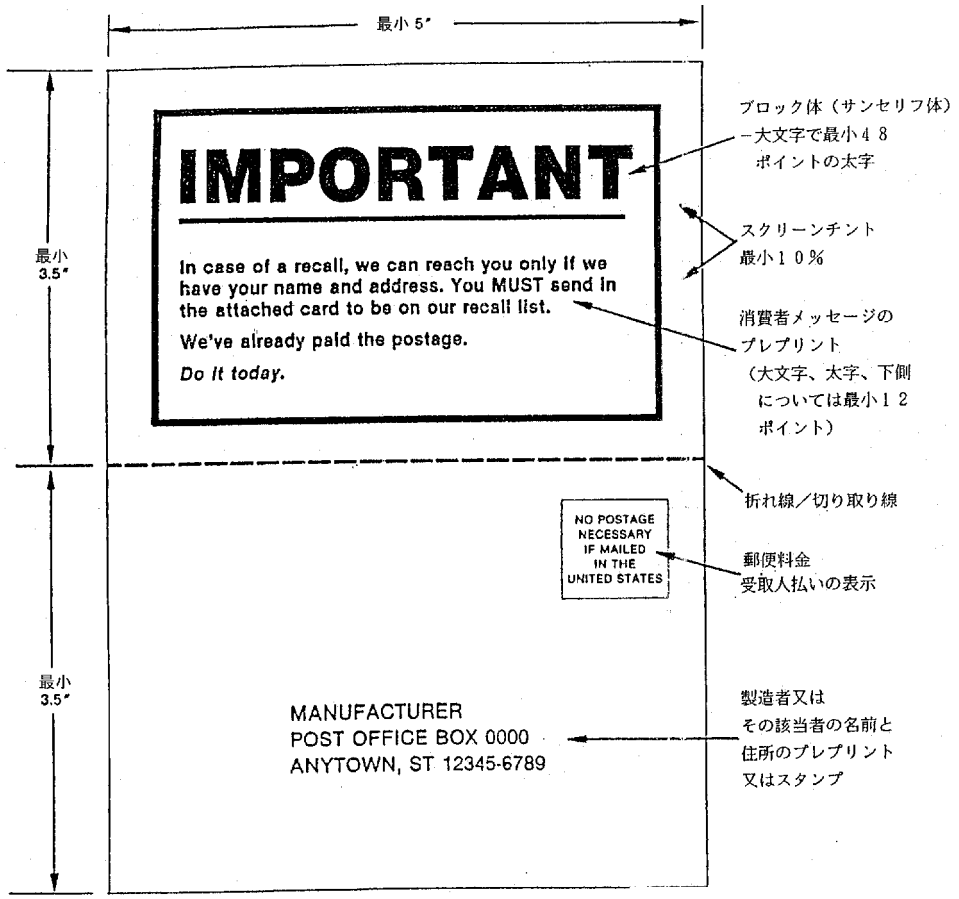

図 9b　小児拘束装置用登録書－住所の面

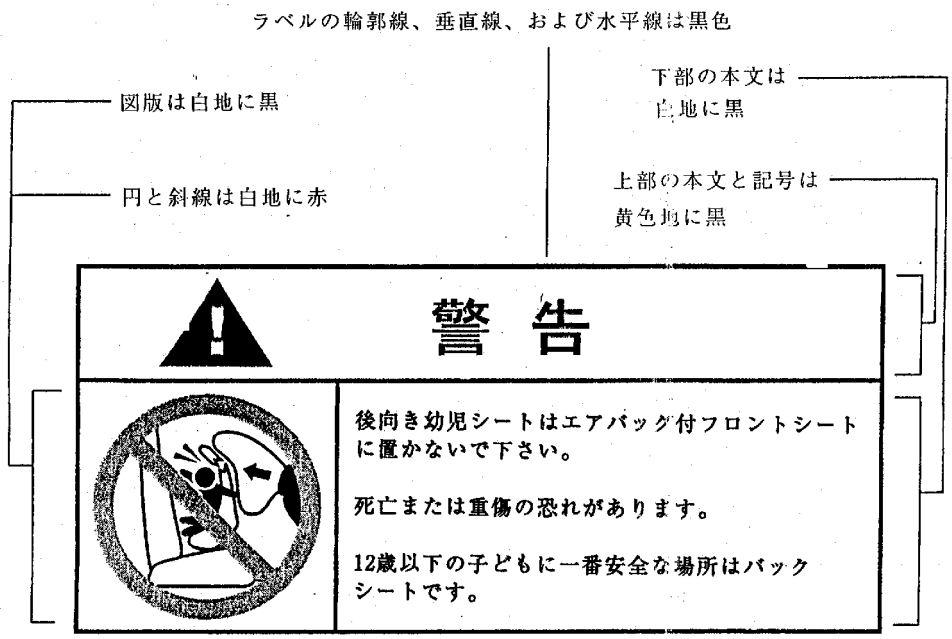

図 10　幼児の頭部を支える幼児シート上のラベル

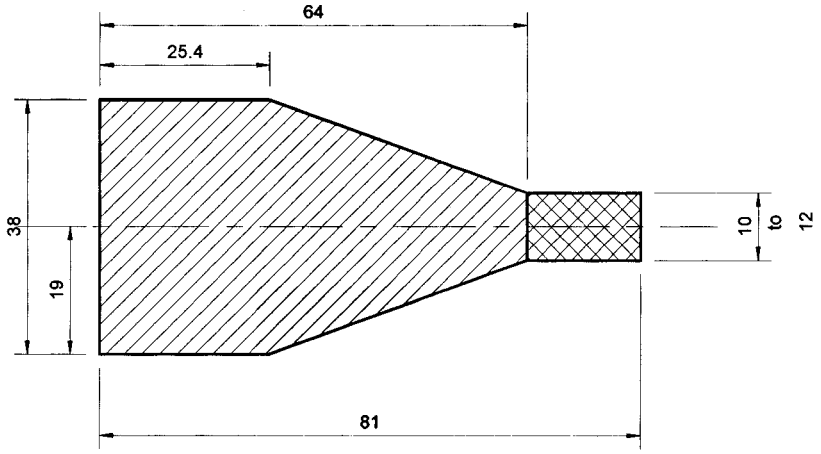

上面図

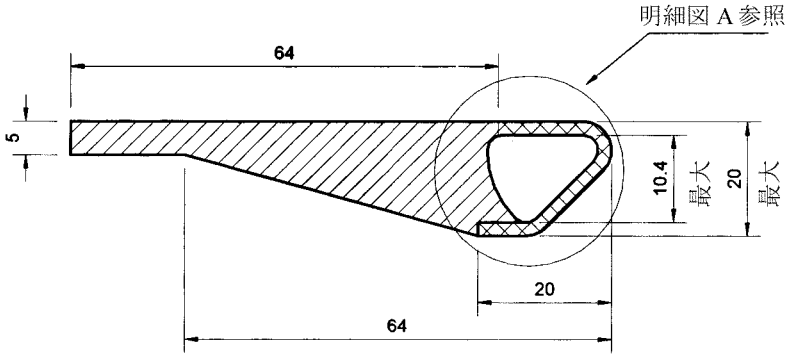

側面図

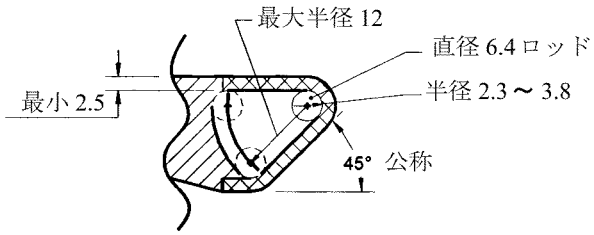

明細図 A

凡例

周囲構造（存在する場合）

デザートストラップフックの境界面が完全に収まる区域

注

1. 寸法単位：mm（別段の表示がある場合を除く）
2. 図面は縮尺どおりではない。

図 11 テザーフックの連結断面